

2016 年実施

「人権についての名張市民意識調査」

－単純集計結果概要版－

(1) 調査目的

この調査は、同和問題をはじめとする人権問題に関する市民の意識を調査し、今後、各行政分野で人権啓発をはじめどのような取組を進めるのかを考える基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査方法

1. 調査地域：名張市全域
2. 調査対象：2016 年 6 月 1 日現在で 16 歳以上の市民 2,000 人
3. サンプル：住民基本台帳から無作為抽出
4. 調査方法：郵送法（無記名返送）
5. 調査期間：2016 年 8 月 1 日～26 日

(3) 設問内容

本調査の設問項目については、基本的には平成 25 年に三重県が実施した「人権に関する三重県民意識調査」及び、平成 24 年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」の設問を参考としました。両調査の分析結果との比較・検討を行い、計画策定や施策への反映を図ります。

(4) 回収状況

2,000 票を発送しましたが、そのうち転居先不明などの理由でメール便業者から返送されたものが 20 票ありました。そのため 1,980 票が対象者に到達したことになります。

調査期間終了後、すべての対象者に礼状を兼ねた督促ハガキを送付しました。

回収された調査票は 716 票で、1,980 票に対する回収率は 36.2%でした。しかしこれらの中には白紙で返送されたものや、病気や長期不在などを理由に家族などから返送されたものが 13 票含まれているため、これらを除いた 703 票を有効とし、有効回答率は 35.5%となりました。

前回 2004（平成 16）年調査では、回収率 56.1%、有効回答率は 50.9%でした。

前回調査と比較して 15 ポイント以上下回る有効回答率となりましたが、標本誤差（次項参照）は 5%以下となっており調査結果の信頼度は確保されています。

(5) 母集団の推定

この調査は無作為抽出を行ったので、調査結果から母集団の値を推計することができます。

信頼度を 95%とすると、信頼区間の 1/2 の値は次の式で与えられます。

$$\text{信頼区間} = \pm 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

N = 母集団値（名張市全人口）、n = 有効回収数、

P = 設問に対しある選択肢を選んだ人の割合

結果の比率 P : (1-P)	50% : 50%	40% : 60%	30% : 70%	20% : 80%	10% : 90%
標本誤差	3.68	3.61	3.37	2.94	2.21

(6) 数値等の見方について

- ① 回答率は「%」で表示し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、回答内訳の合計が100.0%にならない場合もありますが、表記はすべて100.0%としました。
- ② 複数回答が可能な設問への回答については、その項目を選んだ人が回答者全体の何%なのかという見方をするため、各項目の回答率の合計は100.0%になりません。
- ③ 回答率など割合(%)の比較では「高い、低い」と表記します。
- ④ 数値(%)間の「差」については「ポイント」で表します。
- ⑤ 属性別の考察に際して、「無回答」は対象としません。

(7) 回答者の属性

① 居住地域別構成(名張地区～箕曲地区)

居住地域		名張地域	蔵持地域	薦原地域	美旗地域	比奈知地域	錦生地域	赤目地域	箕曲地域
総数		100	30	14	55	32	12	31	22
(%)		14.2	4.3	2.0	7.8	4.6	1.7	4.4	3.1
性別	男性	35	11	6	25	13	8	9	10
	(%)	12.1	3.8	2.1	8.6	4.5	2.8	3.1	3.4
	女性	55	19	8	27	18	4	21	12
	(%)	14.4	5.0	2.1	7.0	4.7	1.0	5.5	3.1
	答えない	10	0	0	2	0	0	1	0
(%)	43.5	0.0	0.0	8.7	0.0	0.0	4.3	0.0	
	無回答	0	0	0	1	1	0	0	0
	(%)	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	0.0	0.0
年齢層別	20歳未満	3	1	0	0	0	0	1	1
	(%)	15.8	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3
	20歳代	8	4	0	5	0	1	0	1
	(%)	20.0	10.0	0.0	12.5	0.0	2.5	0.0	2.5
	30歳代	14	2	2	5	3	1	4	2
	(%)	19.4	2.8	2.8	6.9	4.2	1.4	5.6	2.8
	40歳代	12	4	4	6	4	2	3	1
	(%)	15.8	5.3	5.3	7.9	5.3	2.6	3.9	1.3
	50歳代	10	3	1	7	5	1	5	2
(%)	10.1	3.0	1.0	7.1	5.1	1.0	5.1	2.0	
60歳代	21	5	1	22	7	3	7	7	
(%)	10.8	2.6	0.5	11.3	3.6	1.5	3.6	3.6	
70歳以上	31	11	6	10	13	4	11	8	
(%)	15.9	5.6	3.1	5.1	6.7	2.1	5.6	4.1	
	無回答	1	0	0	0	0	0	0	0
	(%)	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

居住地域別構成（国津地域～鴻之台・希央台地域）

居住地域		国津地域	桔梗が丘地域	つつじが丘・春日丘地域	川西・梅が丘地域	青蓮寺・百合が丘地域	すずらん台	鴻之台・希央台地域	無回答	総数
総数		5	134	95	48	63	37	11	14	703
（％）		0.7	19.1	13.5	6.8	9.0	5.3	1.6	2.0	100.0
性別	男性	2	50	46	22	29	16	3	5	290
	（％）	0.7	17.2	15.9	7.6	10.0	5.5	1.0	1.7	100.0
	女性	3	81	48	26	32	21	7	1	383
	（％）	0.8	21.1	12.5	6.8	8.4	5.5	1.8	0.3	100.0
	答えない	0	3	1	0	2	0	1	3	23
	（％）	0.0	13.0	4.3	0.0	8.7	0.0	4.3	13.0	100.0
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	5	7
	（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	100.0
年齢層別	20歳未満	0	5	3	1	4	0	0	0	19
	（％）	0.0	26.3	15.8	5.3	21.1	0.0	0.0	0.0	100.0
	20歳代	1	7	4	3	4	1	1	0	40
	（％）	2.5	17.5	10.0	7.5	10.0	2.5	2.5	0.0	100.0
	30歳代	1	11	8	1	6	4	7	1	72
	（％）	1.4	15.3	11.1	1.4	8.3	5.6	9.7	1.4	100.0
	40歳代	0	15	7	5	7	4	0	2	76
	（％）	0.0	19.7	9.2	6.6	9.2	5.3	0.0	2.6	100.0
	50歳代	1	19	14	13	6	9	2	1	99
（％）	1.0	19.2	14.1	13.1	6.1	9.1	2.0	1.0	100.0	
60歳代	1	40	29	16	19	14	1	2	195	
（％）	0.5	20.5	14.9	8.2	9.7	7.2	0.5	1.0	100.0	
70歳以上	1	37	30	9	17	5	0	2	195	
（％）	0.5	19.0	15.4	4.6	8.7	2.6	0.0	1.0	100.0	
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	6	7
	（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.7	100.0

② 地域別有効回答回収率

地域	回収数	回収率	地域	回収数	回収率
名張地域	100	61.3	国津地域	5	27.8
蔵持地域	30	33.7	桔梗が丘地域	134	39.3
薦原地域	14	27.5	つつじが丘・春日丘地域	95	34.7
美旗地域	55	27.6	すずらん台地域	48	50.5
比奈知地域	32	25.6	川西・梅が丘地域	63	35.2
錦生地域	12	25.5	青蓮寺・百合が丘地域	37	20.1
赤目地域	31	31.3	鴻之台・希央台地域	11	18.0
箕曲地域	22	29.3	無回答	14	-
合計				703	35.5

③-1 性別・年齢別構成

年 齢 性 別		年 齢							合 計	
		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上		無回答
男性	回答数	7	15	22	31	35	82	98	0	290
	(%)	2.4	5.2	7.6	10.7	12.1	28.3	33.8	0.0	100.0
女性	回答数	11	22	43	44	60	109	94	0	383
	(%)	2.9	5.8	11.3	11.5	15.7	28.5	24.3	0.0	100.0
答え ない	回答数	1	3	7	1	3	3	3	2	23
	(%)	4.3	13.0	30.4	4.3	13.0	13.0	13.0	8.7	100.0
無回答	回答数	0	0	0	0	1	1	0	5	7
	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	14.3	0.0	71.4	100.0
合 計	回答数	19	40	72	76	99	195	195	7	703
	(%)	2.7	5.7	10.2	10.8	14.1	27.7	27.7	1.0	100.0

③-2 年齢別・性別構成

年 齢 性 別		性 別				合 計
		男 性	女 性	答えない	無回答	
20歳未満	回答数	7	11	0	0	18
	(%)	38.9	61.1	0.0	0.0	100.0
20歳代	回答数	15	22	4	0	41
	(%)	36.6	53.7	9.8	0.0	100.0
30歳代	回答数	22	43	7	0	72
	(%)	30.6	59.7	9.7	0.0	100.0
40歳代	回答数	31	44	1	0	76
	(%)	40.8	57.9	1.3	0.0	100.0
50歳代	回答数	35	60	3	1	99
	(%)	35.4	60.6	3.0	1.0	100.0
60歳代	回答数	82	109	3	1	195
	(%)	42.1	55.9	1.5	0.5	100.0
70歳以上	回答数	98	94	3	0	195
	(%)	50.3	48.2	1.5	0.0	100.0
無回答	回答数	0	0	2	5	7
	(%)	0.0	0.0	28.6	71.4	100.0
合 計	回答数	290	383	23	7	703
	(%)	41.3	54.5	3.3	1.0	100.0

④ 職業別構成

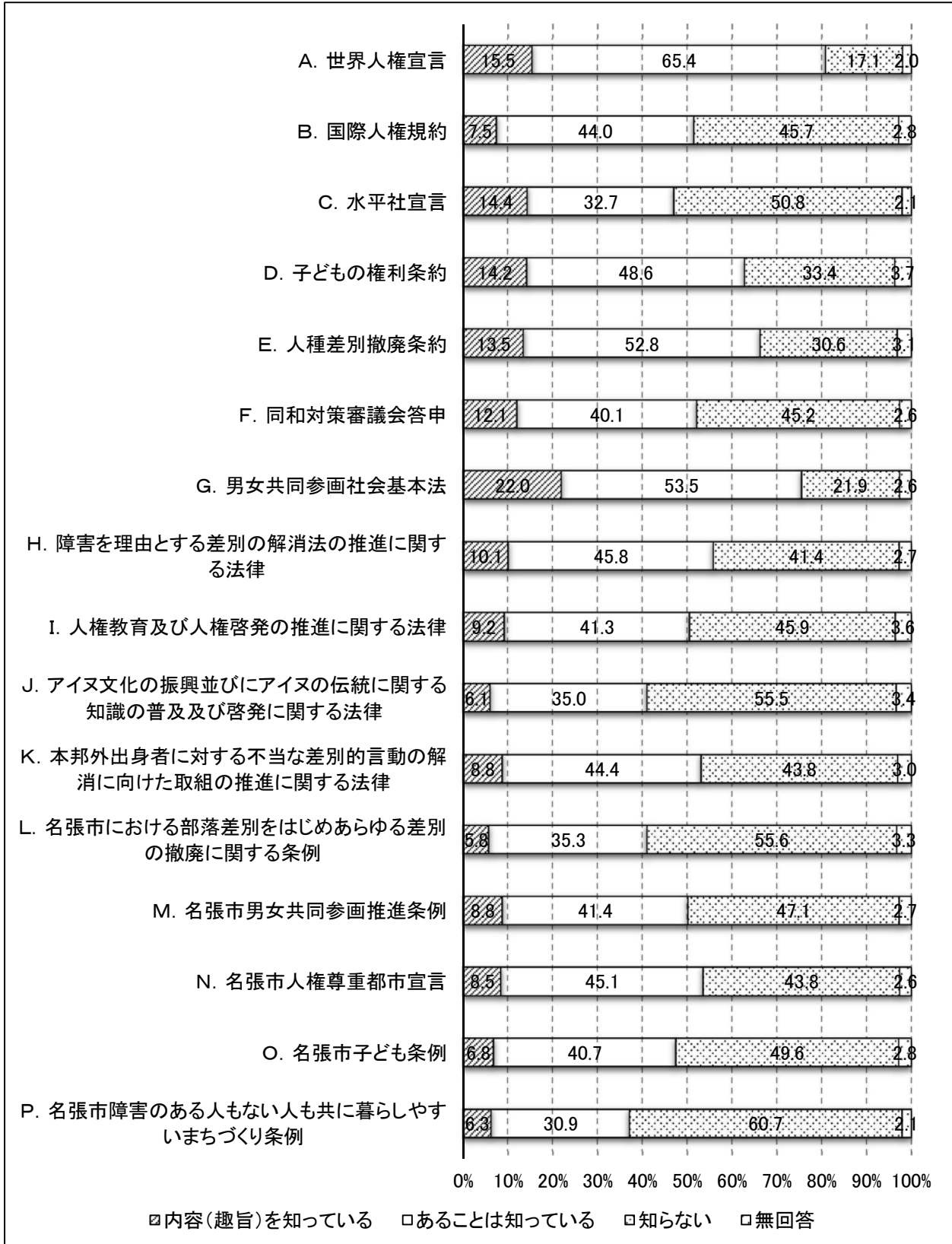
職業		自営業	会社員・ 団体職員	公務員・ 教員	自由業	無職	学生	その他	無回答	合計	
総数		39	186	22	8	343	22	66	17	703	
(%)		5.5	26.5	3.1	1.1	48.8	3.1	9.4	2.4	100.0	
性別	男性	23	107	9	2	117	7	22	3	290	
	(%)	7.9	36.9	3.1	0.7	40.3	2.4	7.6	1.0	100.0	
	女性	14	73	12	5	217	15	43	4	383	
	(%)	3.7	19.1	3.1	1.3	56.7	3.9	11.2	1.0	100.0	
	答えない	2	5	1	1	8	0	1	5	23	
(%)	8.7	21.7	4.3	4.3	34.8	0.0	4.3	21.7	100.0		
無回答		0	1	0	0	1	0	0	5	7	
(%)		0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	71.4	100.0	
年齢別	20歳未満	回答数	1	1	0	0	1	15	0	1	19
		(%)	5.3	5.3	0.0	0.0	5.3	78.9	0.0	5.3	100.0
	20歳代	回答数	0	19	4	1	4	7	5	0	40
		(%)	0.0	47.5	10.0	2.5	10.0	17.5	12.5	0.0	100.0
	30歳代	回答数	8	33	5	1	20	0	4	1	72
		(%)	11.1	45.8	6.9	1.4	27.8	0.0	5.6	1.4	100.0
	40歳代	回答数	6	42	7	0	13	0	7	1	76
		(%)	7.9	55.3	9.2	0.0	17.1	0.0	9.2	1.3	100.0
	50歳代	回答数	5	40	5	3	29	0	16	1	99
		(%)	5.1	40.4	5.1	3.0	29.3	0.0	16.2	1.0	100.0
	60歳代	回答数	10	42	1	2	115	0	23	2	195
		(%)	5.1	21.5	0.5	1.0	59.0	0.0	11.8	1.0	100.0
	70歳以上	回答数	9	9	0	1	160	0	11	5	195
		(%)	4.6	4.6	0.0	0.5	82.1	0.0	5.6	2.6	100.0
	無回答		0	0	0	0	1	0	0	6	7
	(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	85.7	100.0

設問別単純集計結果

- ※ 各設問属性別データは報告書別冊資料編 2 に掲載しました。
- ※ 自由記述については報告書別冊資料編 3 に掲載しました。

1 人権に関する知識（宣言・条約・法律・条例等）

問1 あなたは、次のような人権に関する宣言・条約・法律・条例などをご存じですか。
A～Pのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



人権に関する様々な宣言・条約・法律・条例などの認知度をたずねました。

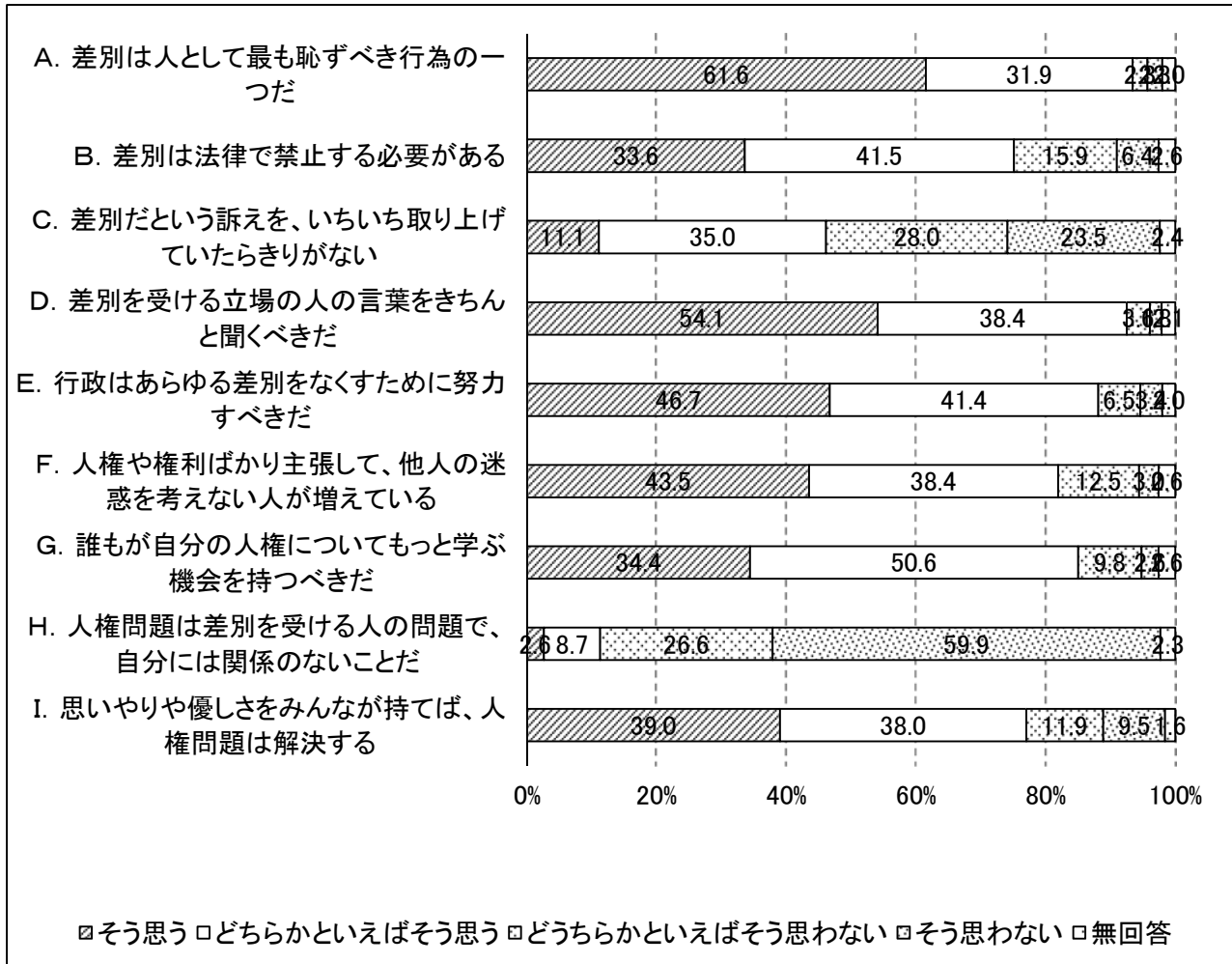
「内容（趣旨）を知っている」に「あることは知っている」を加えたものを『知っている』とすると、「世界人権宣言」（80.9%）が最も高く、次いで「男女共同参画社会基本法」（75.5%）、さらに「人種差別撤廃条約」（66.3%）、「子どもの権利条約」（62.8%）なども6割を超えました。

名張市の宣言や条例を『知っている』としたのは、「名張市人権尊重都市宣言」（53.6%）、「名張市男女共同参画推進条例」（50.2%）では5割を超えましたが、「名張市子ども条例」（47.5%）、「名張市における部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に関する条例」（41.1%）、「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」（37.2%）は5割未満の認知度でした。

しかし、「内容（趣旨）を知っている」に限定すると、最も高い「男女共同参画社会基本法」でも約2割（22.0%）にとどまっており、様々な機会を捉えた啓発が必要です。

2 人権・差別に関する考え方

問2 以下のような人権や差別をめぐる考え方について、あなたはどのようにお考えですか。
A～Iのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



人権や差別をめぐる考え方について、どのように考えるかをたずねました。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計を『そう思う』とすると、「差別は人として最も恥ずべき行為の一つだ」(93.5%)、「差別を受ける立場の人の言葉をきちんと聞くべきだ」(92.5%)で9割以上、「行政はあらゆる差別をなくすために努力すべきだ」(88.1%)、「誰もが自分の人権についてもっと学ぶ機会を持つべきだ」(85.0%)、「人権や権利ばかり主張して、他人の迷惑を考えない人が増えている」(81.9%)が8割以上となっています。

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計を『そう思わない』とすると、最も高かったのは「人権問題は差別を受ける人の問題で、自分には関係のないことだ」(86.5%)で9割近くが同意しないとしました。「差別は法律で禁止する必要がある」(22.3%)、「思いやりや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決する」(21.4%)についても、2割強が同意しないと回答しました。

「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」は『そう思う』が46.1%、『そう思わない』が51.5%と意見が分かれています。

また、「差別は人として最も恥ずべき行為の一つだ」について93.5%が『そう思う』と回答する一方で、「人権や権利ばかり主張して、他人の迷惑を考えない人が増えている」について81.9%が『そう

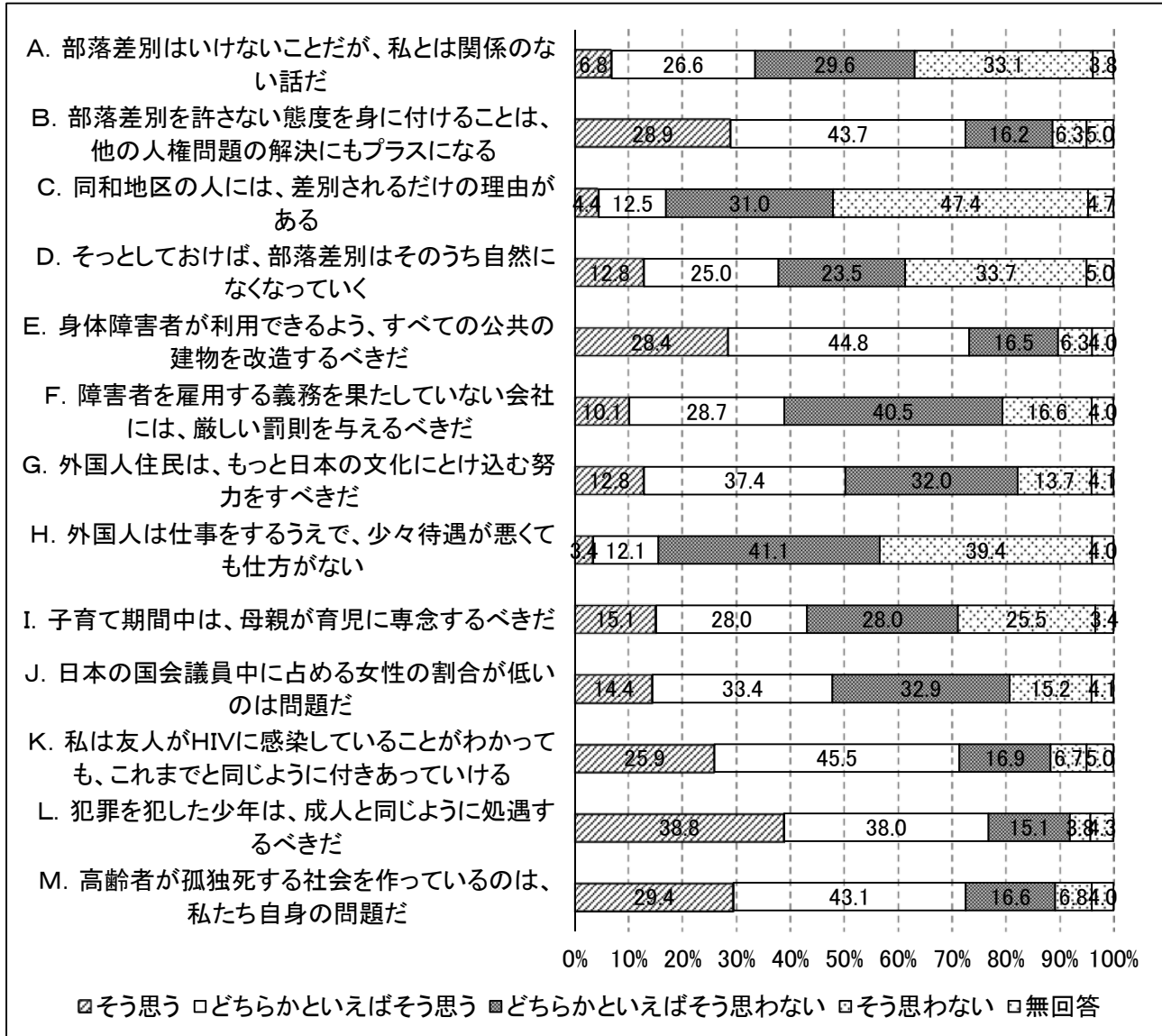
思う』と回答したり、「差別を受ける立場の人の言葉をきちんと聞くべきだ」について 92.5%が『そう思う』と回答しながら、「差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりがない」についても 46.1%が『そう思う』と回答している点が注目されます。

また、「思いやりや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決する」(77.0%)については、人権問題に直面している(困難な立場にある)人は、単に優しさや思いやりを必要としているものではありません。思いやりや優しさはもちろん大切なものですが、「人権とは権利」であるという本質が理解されていなければ、人権問題の根本的な解決にはつながりません。

3 人権問題に関する意見

問3 人権に関する問題をめぐってさまざまな意見がありますが、以下のような意見について、あなたはどのようにお考えですか。

A～Mのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



人権に関する問題をめぐる意見についてどのように考えるかをたずねました。

『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」）が最も高かったのは、「犯罪を犯した少年は、成人と同じように処遇するべきだ」（76.8%）で、次いで「身体障害者が利用できるよう、すべての公共の建物を改造するべきだ」（73.2%）、「部落差別を許さない態度を身に付けることは、他の人権問題の解決にもプラスになる」（72.6%）、「高齢者が孤独死する社会を作っているのは、私たち自身の問題だ」（72.5%）、「私は友人がHIVに感染していることがわかって、これまでと同じように付きあっていける」（71.4%）などが7割を超えています。

『そう思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）についてみると、「外国人は仕事をするうえで、少々待遇が悪くても仕方がない」（80.5%）、「同和地区の人には、差別されるだけの理由がある」（78.4%）などが特に高くなっています。「部落差別はいけないことだが、私とは関係のない話だ」（62.7%）、「そっとしておけば、部落差別はそのうち自然になくなっていく」

(57.2%)、「障害者を雇用する義務を果たしていない会社には、厳しい罰則を与えるべきだ」(57.1%)、「子育て期間中は、母親が育児に専念すべきだ」(53.5%)なども5割を超えています。

『そう思う』と『そう思わない』が接近し、意見が分かれたのが、「日本の国会議員中に占める女性の割合が低いのは問題だ」(『そう思う』47.8%・『そう思わない』48.1%)と「外国人住民は、もっと日本の文化にとけ込む努力をすべきだ」(『そう思う』50.2%・『そう思わない』45.7%)でした。

問3全般を通して、同和問題に関して、部落差別を許さない態度は、他の人権問題の解決にもプラスだと考える割合が7割を超え、差別の原因を部落に求める「部落責任論」に8割近くが反対する一方で、「寝た子を起こすな論」を4割近くが支持している実態があります。

身体障害者の問題に関して、7割以上がすべての公共施設のバリアフリー化が必要とする一方で、障害者の法定雇用率を達成していない企業への厳しい罰則適用には6割近くが反対しています。

外国人問題に関して、外国人だからといって仕事に関して待遇が悪くなることについて8割が反対する一方で、5割がもっと日本の文化に溶け込む努力をすべきとしています。

女性の人権に関して、国会議員の女性比率の低さを問題と思うのは5割未満と、そう思わない割合とほぼ同数にとどまり、母親が育児に専念すべきとの考えには4割が同意しました。

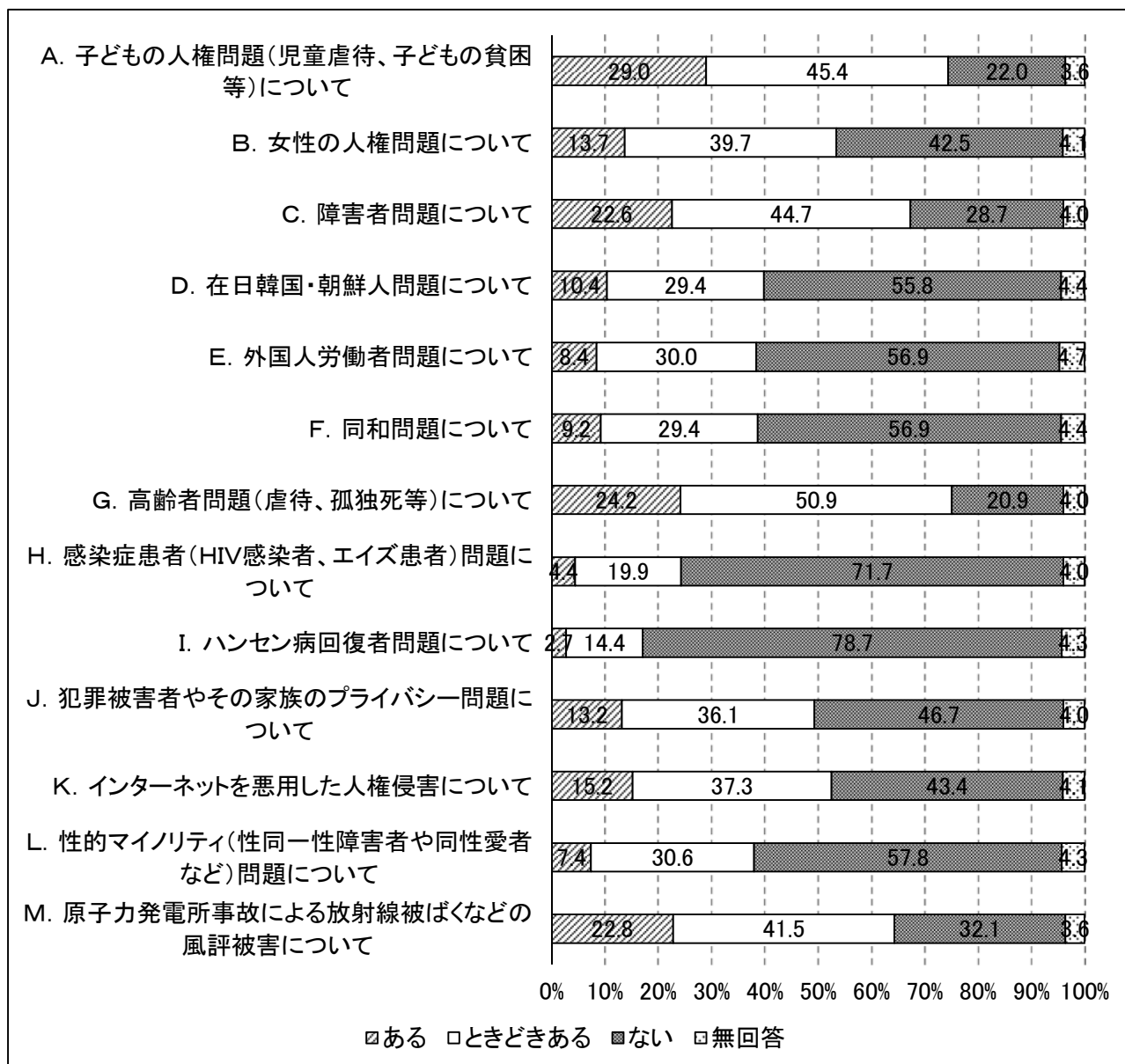
HIV感染者だと分かった友人と変わりなく付き合えるとする考えが7割となっていますが、HIVやエイズに関する正しい知識の普及も一因と考えられます。

犯罪を犯した少年に対して厳しい処分を求める割合は7割を超えていますが、感情論に流れることなく議論することが求められます。

高齢者の孤独死を自分たちのコミュニティの問題と考える割合も7割を超えています。地域として高齢者を見守る仕組の充実が求められています。

4 人権問題についての話し合い

問4 あなたは家族や友人と、次のような人権問題について話し合うことがありますか。
A～Mのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



人権問題について話し合うことがあるかたずねました。

『ある』（「ある」と「ときどきある」の合計）についてみると、「高齢者問題（虐待、孤独死等）について」（75.1%）、「子どもの人権問題（児童虐待、子どもの貧困等）について」（74.4%）が7割を超えました。

「障害者問題について」（67.3%）、「原子力発電所事故による放射線被ばくなどの風評被害について」（64.3%）、「女性の人権問題について」（53.4%）、「インターネットを悪用した人権侵害について」（52.5%）などが5割を超え比較的高くなっています。

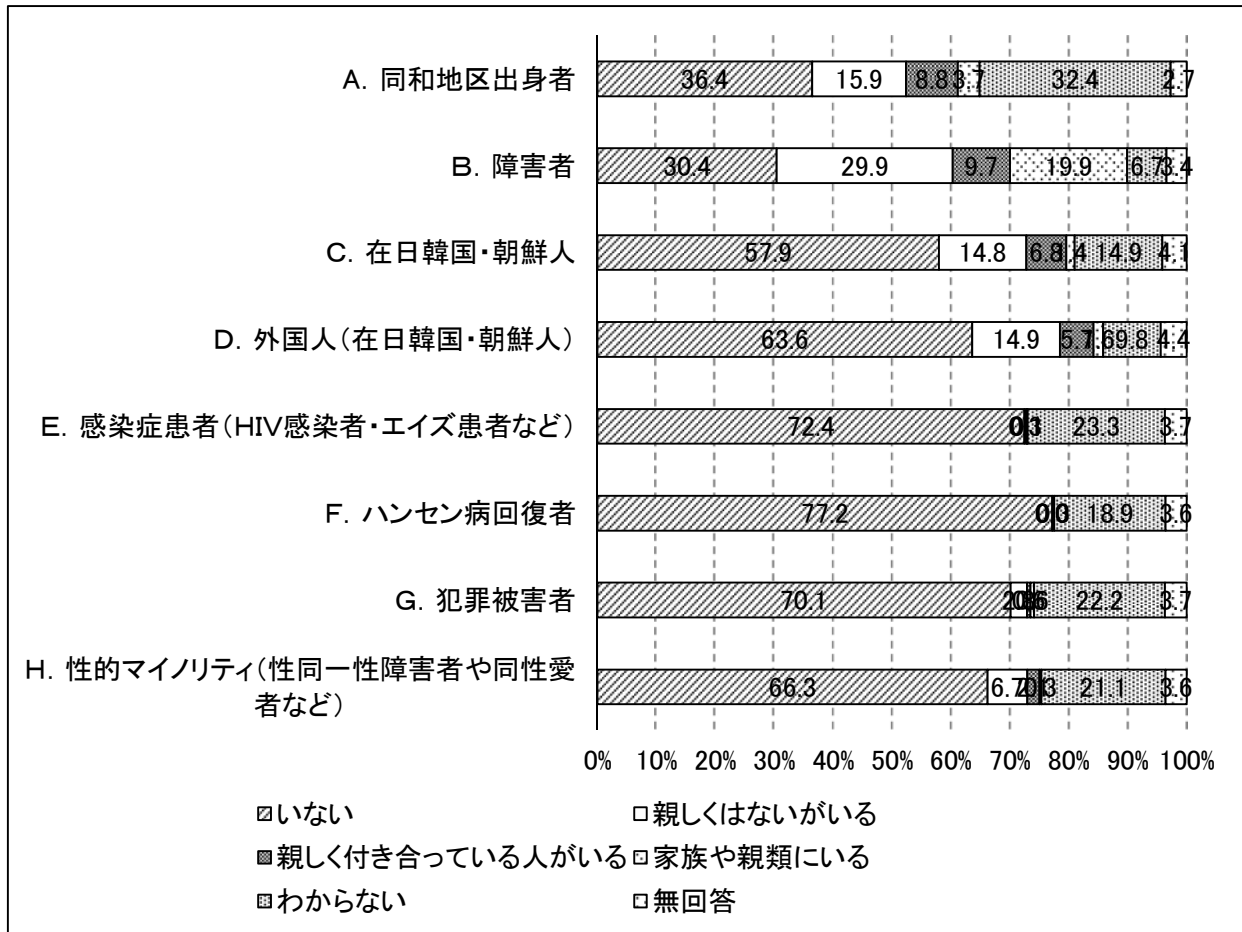
「犯罪被害者やその家族のプライバシー問題について」（49.3%）がほぼ5割、「在日韓国・朝鮮人問題について」（39.8%）、「同和問題について」（38.6%）、「外国人労働者問題について」（38.4%）、「性的マイノリティ（性同一性障害者や同性愛者など）問題について」（38.0%）などが4割弱となりました。

『ない』についてみると、「ハンセン病回復者問題について」(78.7%)、「感染症患者(HIV感染者、エイズ患者)問題について」(71.7%)が7割を超え、「性的マイノリティ(性同一性障害者や同性愛者など)問題について」(57.8%)、「同和問題について」(56.9%)、「外国人労働者問題について」(56.9%)、「在日韓国・朝鮮人問題について」(55.8%)などが5割を超えています。

5 被差別（マイノリティ）当事者との関わり

問5 あなたのまわりに、次のA～Hの人がいますか。

それぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



自分のまわりに被差別当事者がいるかどうかをたずねました。

『いる』を「親しくはないがいる」「親しく付き合っている人がいる」「家族や親類にいる」の合計とすると、「障害者」(59.5%)が最も高く、「同和地区出身者」(28.4%)、「在日韓国・朝鮮人」(23.0%)、「外国人(在日韓国・朝鮮人を除く)」(22.2%)などとなっています。

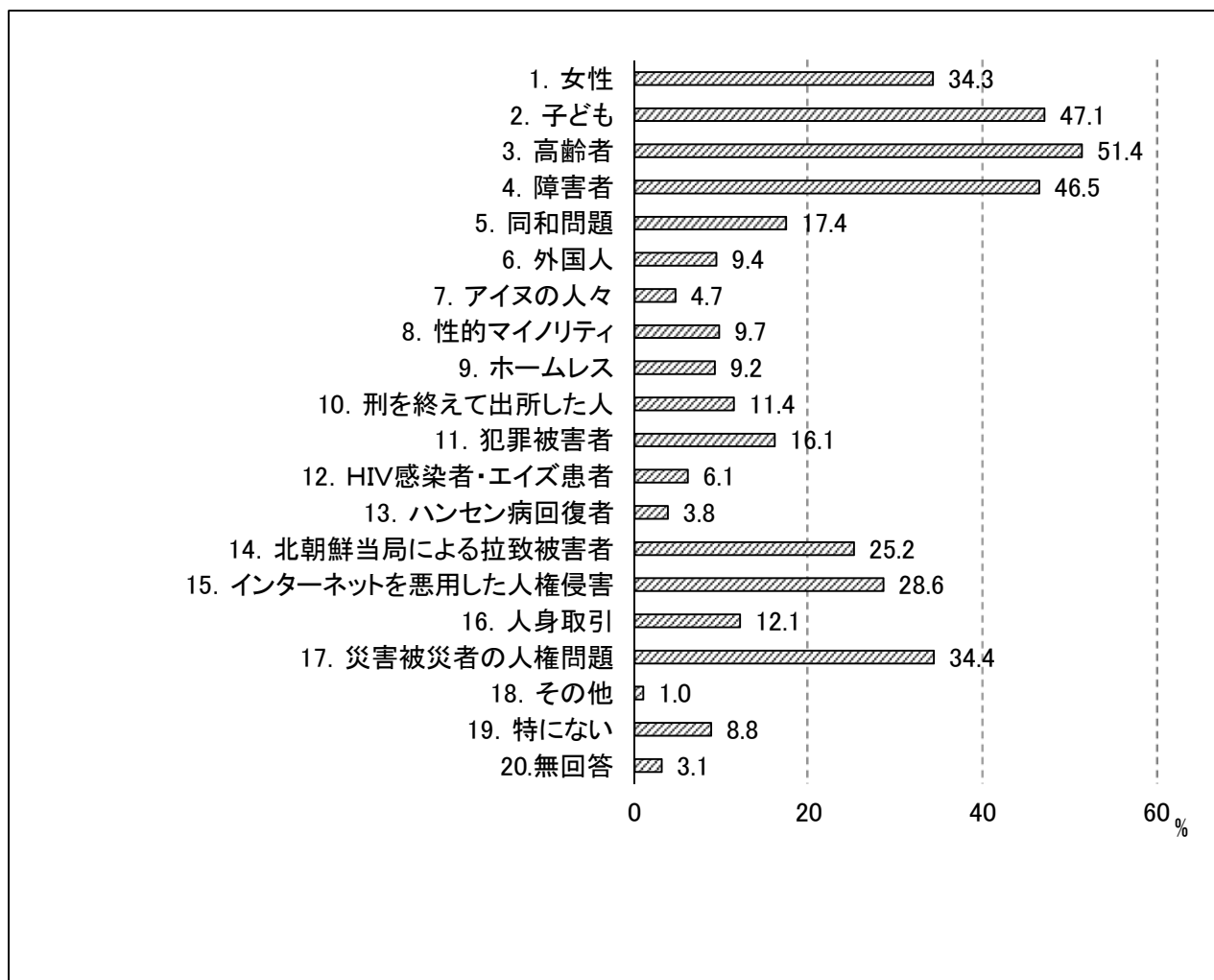
その他については1割にも満たず、「性的マイノリティ(性同一性障害者や同性愛者など)」(9.1%)、「犯罪被害者」(4.0%)となっており、「ハンセン病回復者」(0.3%)、「感染症患者(HIV感染者・エイズ患者など)」(0.5%)は1.0%未満でした。

「いない」については、「ハンセン病回復者」(77.2%)、「感染症患者(HIV感染者・エイズ患者など)」(72.4%)、「犯罪被害者」(70.1%)が7割を超え、「性的マイノリティ(性同一性障害者や同性愛者など)」(66.3%)、「外国人(在日韓国・朝鮮人を除く)」(63.6%)も6割を超えています。

「わからない」についてみると、「同和地区出身者」(32.4%)が最も高くなっています。「感染症患者(HIV感染者・エイズ患者など)」(23.3%)、「犯罪被害者」(22.2%)、「性的マイノリティ(性同一性障害者や同性愛者など)」(21.1%)なども2割を超え、比較的高くなっています。これらについては、「外国人(在日韓国・朝鮮人を除く)」(9.8%)、「障害者」(6.7%)などとは異なり、回答者にすれば、例えば「Aさん」がマイノリティに該当するかどうかは「Aさん」自身のカミングアウトがなければ、外見などからは判断できないと考えていると思われます。

6 関心のある人権問題

問6 日本における人権問題について、あなたが関心をお持ちのものはどれですか。
それぞれについて、あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。



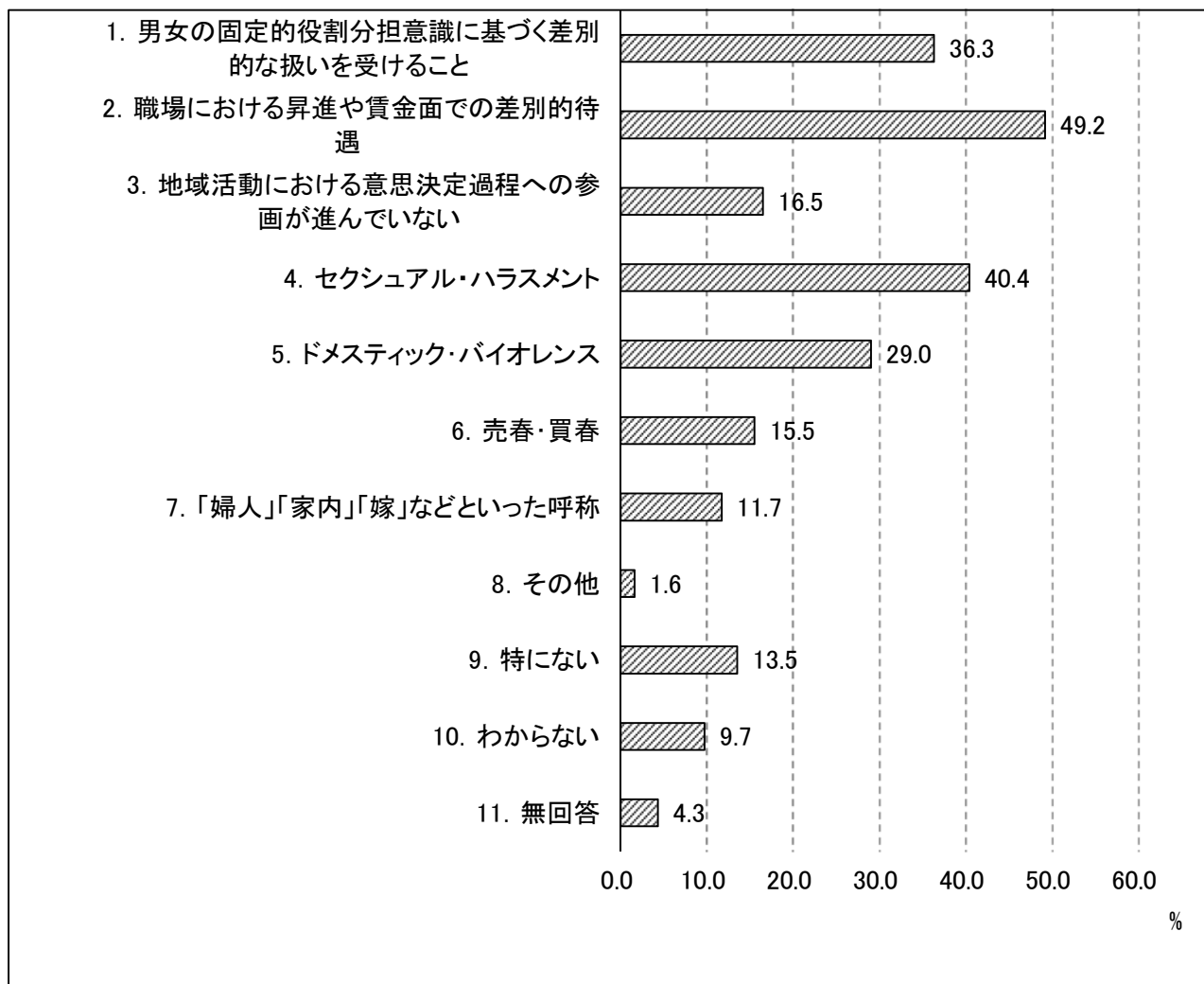
日本における人権問題で関心を持っているものを複数回答でたずねました。

関心のある人権問題としては、「高齢者」(51.4%)が5割を超え最も高く、「子ども」(47.1%)、「障害者」(46.5%)が4割以上、「災害被災者(東日本大震災・熊本地震等)の人権問題」(34.4%)、「女性」(34.3%)が3割以上となっています。これら5つの人権問題は、問4で話し合うことが『ある』という回答が多かった人権問題の上位5つと一致しています。

「性的マイノリティ」(9.7%)、「外国人」(9.4%)、「ホームレス」(9.2%)、「特にない」(8.8%)、「HIV感染者・エイズ患者」(6.1%)、「アイヌの人々」(4.7%)、「ハンセン病回復者」(3.8%)は1割未満でした。

7 女性に関する人権問題

問7 あなたは、現在、女性に関してどのような人権問題が起きていると思いますか。
あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

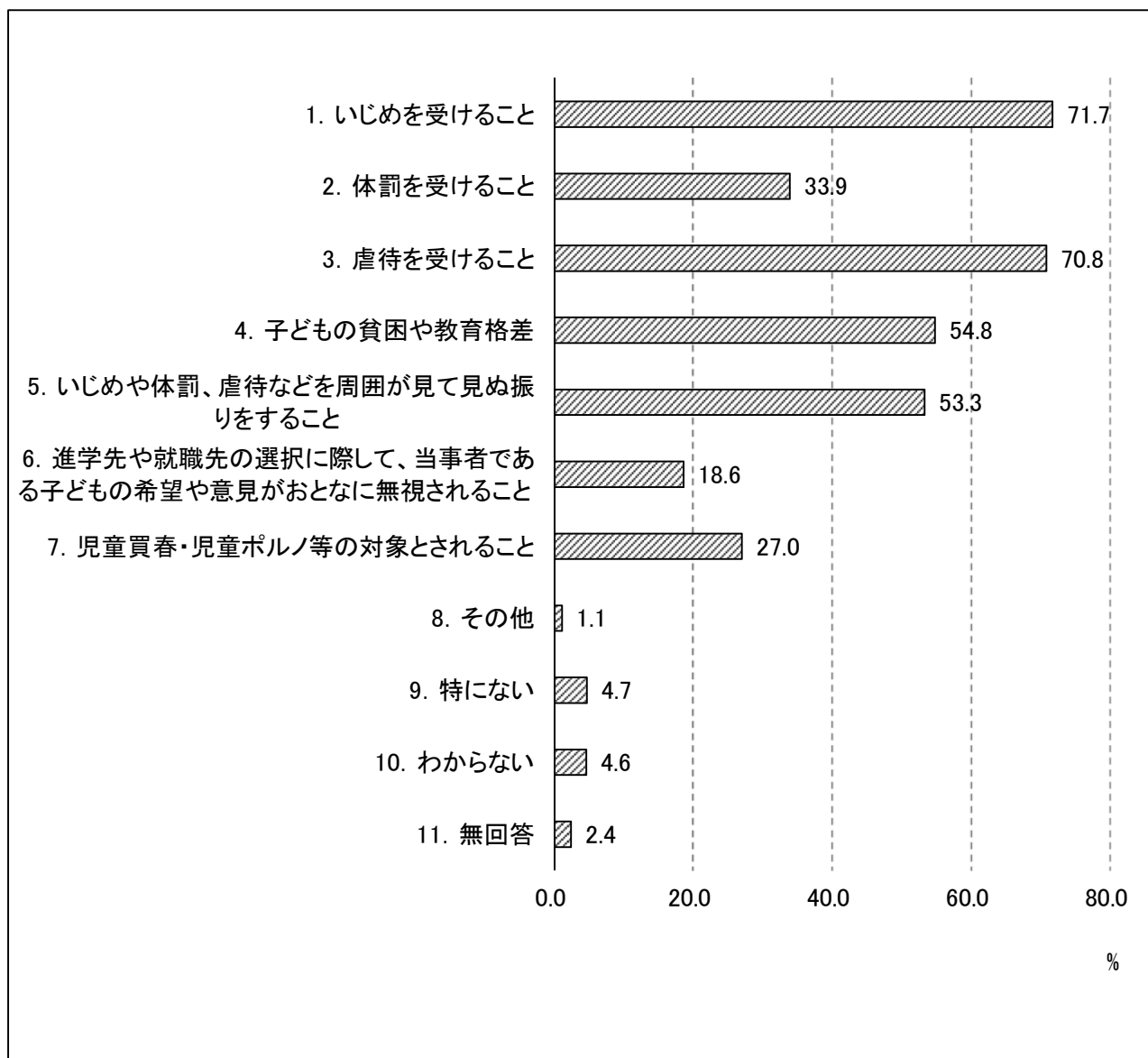


女性に関して起きていると思う人権問題について、複数回答でたずねました。

「職場における昇進や賃金面での差別的待遇」(49.2%)、「セクシュアル・ハラスメント」(40.4%)が4割を超え、「男女の固定的役割分担意識に基づく差別的な扱いを受けること」(36.3%)、「ドメスティック・バイオレンス」(29.0%)もやや高く、以下、「地域活動における意思決定過程への参画が進んでいない」(16.5%)、「売春・買春」(15.5%)、「特にない」(13.5%)、「『婦人』『家内』『嫁』などといった呼称」(11.7%)などとなっています。

8 子どもに関する人権問題

問8 あなたは、現在、子どもに関してどのような人権問題が起きていると思いますか。
あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

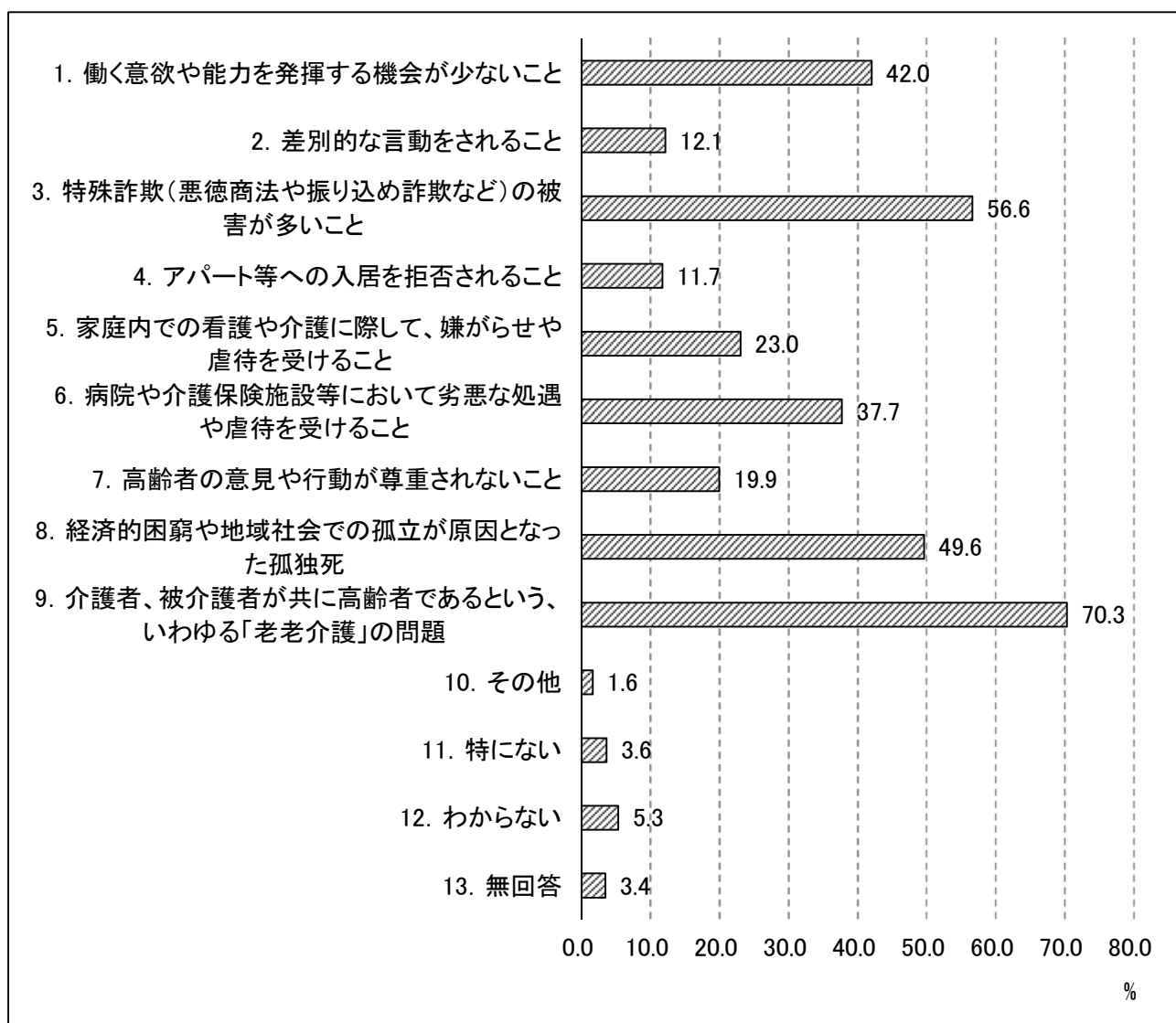


子どもに関して起きていると思う人権問題について、複数回答でたずねました。

「いじめを受けること」(71.7%)、「虐待を受けること」(70.8%)で7割を超え、「子どもの貧困や教育格差」(54.8%)、「いじめや体罰、虐待などを周囲が見て見ぬ振りをする事」(53.3%)も5割を超えました。以下、「体罰を受けること」(33.9%)、「児童買春・児童ポルノ等の対象とされること」(27.0%)、「進学先や就職先の選択に際して、当事者である子どもの希望や意見がおとなに無視されること」(18.6%)などとなっています。

9 高齢者に関する人権問題

問9 あなたは、現在、高齢者に関してどのような人権問題が起きていると思いますか。
 あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。



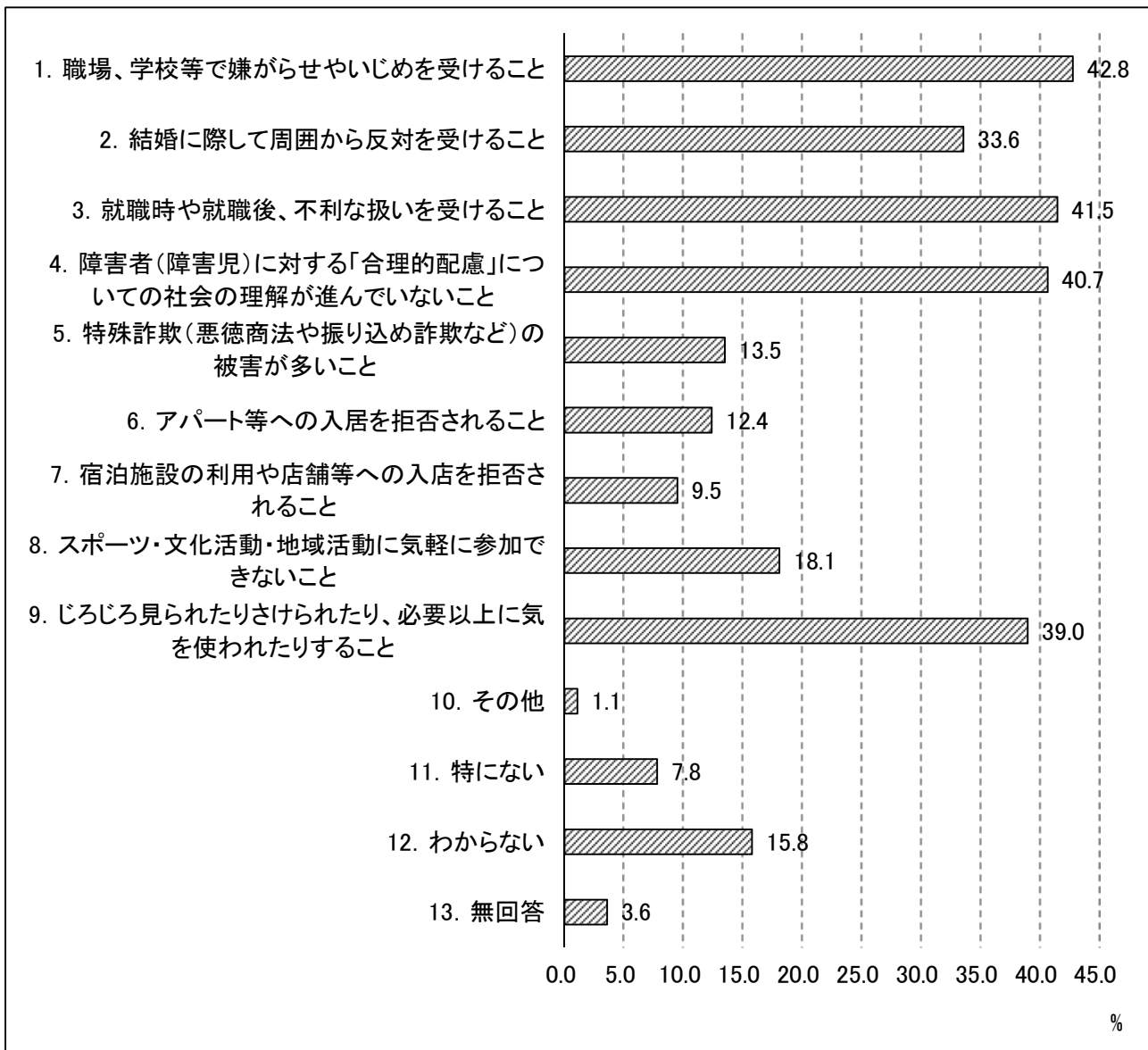
高齢者に関して起きていると思う人権問題について複数回答でたずねました。

「介護者、被介護者が共に高齢者であるという、いわゆる『老老介護』の問題」(70.3%)が最も高く、「特殊詐欺(悪徳商法や振り込め詐欺など)の被害が多いこと」(56.6%)、「経済的困窮や地域社会での孤立が原因となった孤独死」(49.6%)、「働く意欲や能力を発揮する機会が少ないこと」(42.0%)、「病院や介護保険施設等において劣悪な処遇や虐待を受けること」(37.7%)、「家庭内での看護や介護に際して、嫌がらせや虐待を受けること」(23.0%)、「高齢者の意見や行動が尊重されないこと」(19.9%)、「差別的な言動をされること」(12.1%)、「アパート等への入居を拒否されること」(11.7%)などとなっています。

10 障害者に関する人権問題

問10 あなたは、現在、障害者（障害児）に関してどのような人権問題が起きていると思いますか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。



障害者（障害児）に関して起きていると思う人権問題について、複数回答でたずねました。

「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」（42.8%）、「就職時や就職後、不利な扱いを受けること」（41.5%）、「障害者（障害児）に対する『合理的配慮』についての社会の理解が進んでいないこと」（40.7%）で4割を超えました。「じろじろ見られたりさけられたり、必要以上に気を使われたりすること」（39.0%）、「結婚に際して周囲から反対を受けること」（33.6%）は3割を超えました。

以下、「スポーツ・文化活動・地域活動に気軽に参加できないこと」（18.1%）、「わからない」（15.8%）、「特殊詐欺（悪徳商法や振り込め詐欺など）の被害が多いこと」（13.5%）、「アパート等への入居を拒否されること」（12.4%）、「宿泊施設の利用や店舗等への入店を拒否されること」（9.5%）などとなっています。

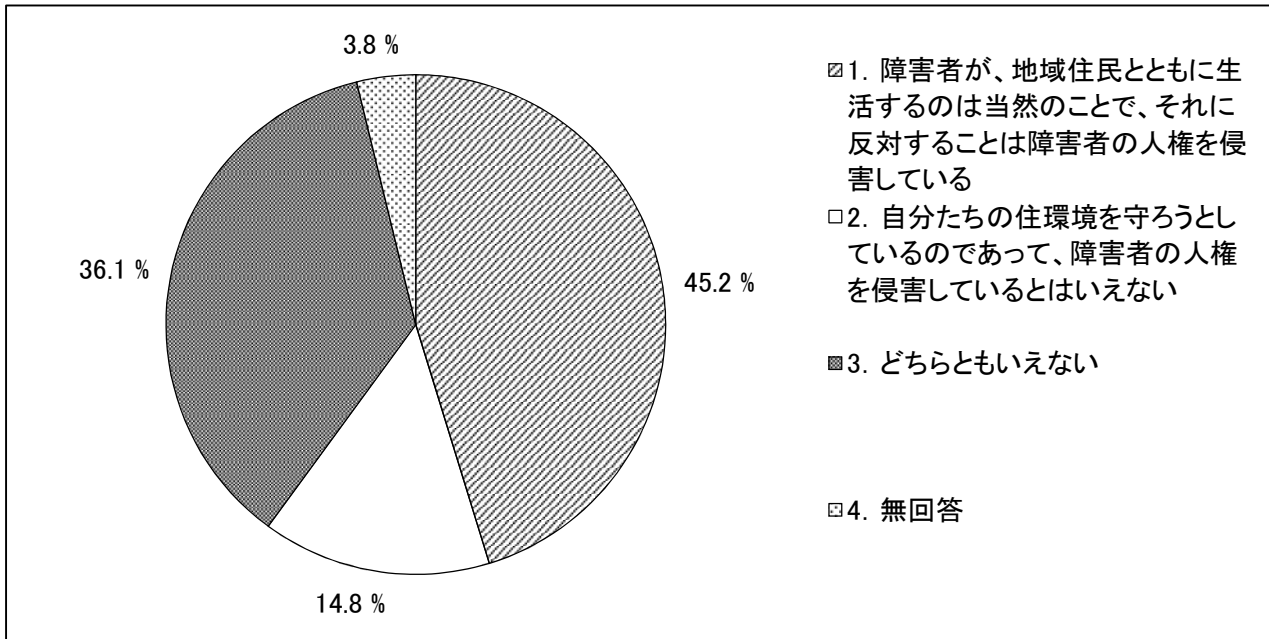
障害者に関する人権問題についての回答の特徴としては、「わからない」が15.8%と、問7の女性に

関する人権問題での 9.7%、問 8 の子どもに関する人権問題での 4.6%、問 9 の高齢者に関する人権問題での 5.3%より高くなっている点です。

障害者への合理的配慮の提供を明記した「障害者差別解消法」が施行されましたが、問 1 で明らかのように、この法律やこれを受けて施行した「名張市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」の認知度について、「内容（趣旨）を知っている」割合が 1 割前後であることを重く受け止め、法の趣旨の周知とともに、これらの法律を実効あるものとするために、法の趣旨の周知とともに、障害当事者の声に耳を傾け、何が社会参加の障壁になっているのか、また、障壁になる可能性があるのかに気付き行動できる人権感覚を養うための教育・啓発が必要です。

11 知的障害者（施設）への忌避意識

問11 ある市で、住宅地の一角に知的障害者のための生活施設の建設を計画したところ、地元住民から反対運動が起こってきました。このことについてどう思われますか。
あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



知的障害者のための生活施設建設計画に対する地元住民の反対運動をどう思うかをたずねました。

「障害者が、地域住民とともに生活するのは当然のことで、それに反対することは障害者の人権を侵害している」が45.2%と、「自分たちの住環境を守ろうとしているのであって、障害者の人権を侵害しているとはいえない」の14.8%を30ポイント以上上回りました。

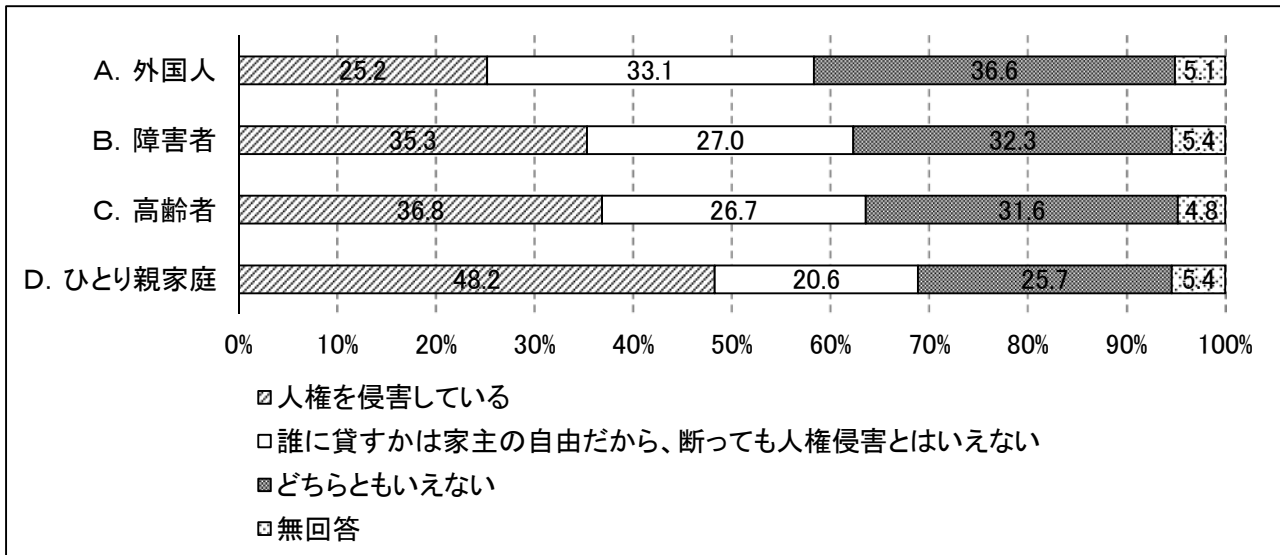
「どちらともいえない」と態度を保留した回答者も36.1%と全体の三分の一を超えました。

社会福祉施設をめぐる施設側と地元住民側との人権摩擦といえる「施設コンフリクト」の問題ですが、待機児童の解消に向けた取組の推進が全国的な課題として取り上げられる一方で、幼児の声が「騒音」だとして保育施設の建設計画に反対する住民運動が起こっている実態などとも合わせて考える必要があります。

12 不動産賃貸拒否への態度

問 12 賃貸マンションへの入居を希望している人が、次のA～Dに該当することを理由に、家主が貸すことを断ることについてどう思われますか。

それぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



賃貸マンションへの入居を希望している人が、「外国人」「障害者」「高齢者」「ひとり親家庭」に該当することを理由に、家主が貸すことを断ることについてどう思うかたずねました。

「人権を侵害している」の割合が最も高かったのは、「ひとり親家庭」で48.2%、2番目が「高齢者」で36.8%、3番目が「障害者」で35.3%、「外国人」は25.2%と最も低くなりました。

「外国人」に関しては、「誰に貸すかは家主の自由だから、断っても人権侵害とはいえない」が33.1%で、「どちらともいえない」が36.6%で、それぞれ最も高くなっています。

「外国人」の場合、国籍とともに、言語、文化、習慣も異なるのは当然ですが、そうした「明らかな違い」が賃貸拒否を正当化する理由とされていることがうかがわれます。

問 12 で取り上げたような属性を理由とした入居拒否の背景には、それぞれの属性（＝違い）に対する偏見や差別意識、忌避意識があります。

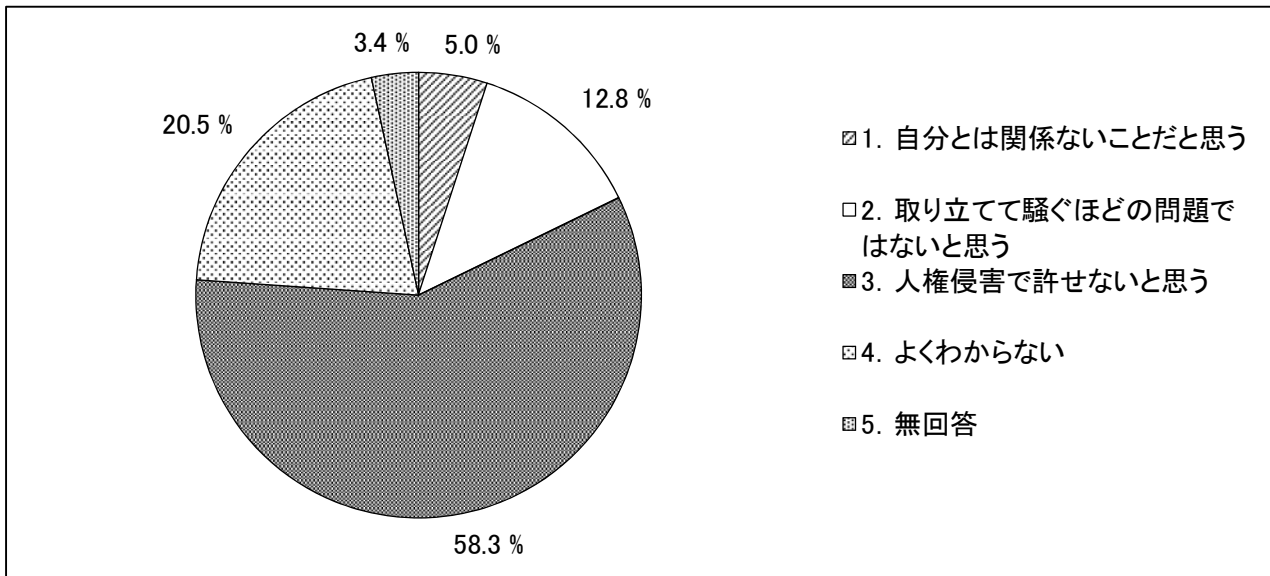
「営業の自由」は、憲法で保障された「職業選択の自由」に含まれると解されています。これを根拠に家主が入居を断ることも「営業の自由」だとすることについては、「職業選択の自由」には憲法の条文にも明記されているように「公共の福祉に反しない限り」という制約があり、設問にあるような合理的とは言えない理由による賃貸拒否は人権侵害であると言えます。

違いを排除の根拠とするのではなく、多様性を認め合う啓発が必要です。

13 インターネット上の誹謗中傷書き込み等に対する意見

問 13 インターネット上で、他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などが掲載されることがあります。あなたはこのようなことについてどう思いますか。

あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



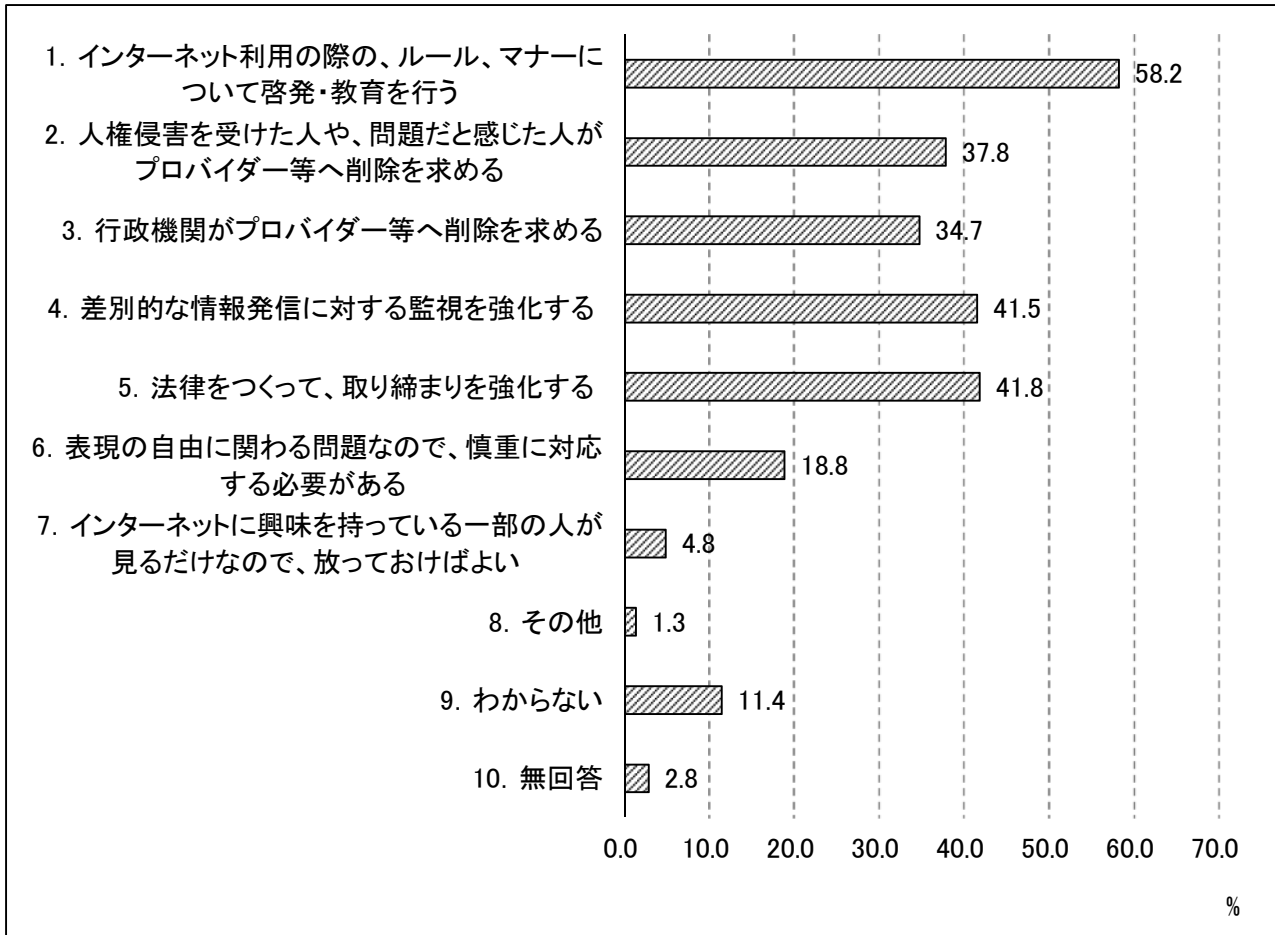
高度情報化に伴うインターネットの急速な普及拡大により、新たな人権課題として社会問題化しているインターネット上の誹謗中傷書き込み等をどう思うかをたずねました。

「人権侵害で許せないと思う」(58.3%)が6割近くで最も高く、次に「よくわからない」(20.5%)が約2割で、以下「取り立てて騒ぐほどの問題ではないと思う」(12.8%)、「自分とは関係ないことだと思う」(5.0%)となっています。

14 インターネット上の人権侵害をなくすために

問 14 インターネット上での差別的な書き込みなどを解決するためにどのようなことが必要だと思いますか。

必要だと思う回答の数字すべてに○をつけてください。



インターネット上での差別的な書き込みなどを解決するために、どのようなことが必要だと思うかを複数回答でたずねました。

「インターネット利用の際の、ルール、マナーについて啓発・教育を行う」(58.2%)が、6割近くで最も高くなっています。「法律をつくって、取り締まりを強化する」(41.8%)、「差別的な情報発信に対する監視を強化する」(41.5%)が4割、「人権侵害を受けた人や、問題だと感じた人がプロバイダー等へ削除を求める」(37.8%)、「行政機関がプロバイダー等へ削除を求める」(34.7%)が3割を超えました。「表現の自由に関わる問題なので、慎重に対応する必要がある」(18.8%)が2割弱、「インターネットに興味を持っている一部の人が見るだけなので、放っておけばよい」は4.8%でした。

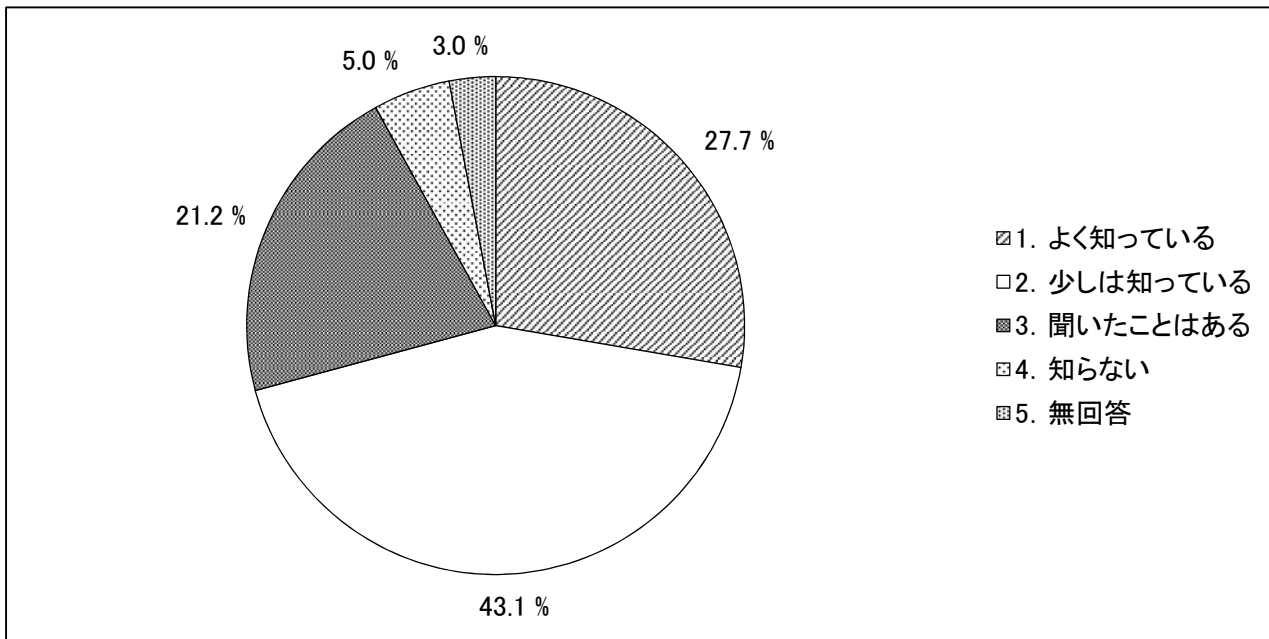
インターネットとの親和性が高いとみられる若い年齢層で、「自分とは関係ない問題」「取り立てて騒ぐほどの問題ではない」「わからない」が高くなっています。

子どもたちによるSNSを使いたいじめや、悪ふざけでは済まされない問題行動の画像や動画の投稿などが大きな社会問題となっています。名張市の小中学生のスマートフォンの所有率は全国平均を上回っています。子どもたちがインターネットやスマートフォンの利便性だけでなく危険性や取り扱いに際してのルールやマナーを理解するとともに、氾濫する情報をしっかり読み解き、取捨選択できる能力(メディア・リテラシー)を身に付けられるように、発達段階に応じ学校教育だけでなく、社会教育、家庭教育、市民啓発でも取り上げていくことが求められます。

15-1 同和問題の認知

問 15-1 あなたは日本の社会に「同和問題」や「部落問題」などと呼ばれている差別の問題があることを知っていますか。

あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



「同和問題」「部落問題」を知っているかどうかをたずねました。

「少しは知っている」(43.1%)が最も高く、「よく知っている」(27.7%)、「聞いたことはある」(21.2%)と続き、合計すると92.0%が『知っている』と回答し、「知らない」は5.0%でした。

◇ 過去の市民意識調査結果との比較

2000年度に名張市で実施した「人権に関する市民意識調査」結果では、「知っている」(96.9%)、「知らない」(2.7%)、「無回答」(0.4%)となっていますが、この調査では選択肢が「知っている」と「知らない」の二者択一だったため、「知っている」程度の推移はわかりません。

また2004年度に実施した「人権問題に関する名張市民意識調査」結果では、「知っている」(78.9%)、「詳しくは知らないが、聞いたことはある」(16.9%)、「知らない」(1.1%)、「無回答」(3.1%)となっており、「知っている」と「詳しくは知らないが、聞いたことはある」の合計を『知っている』とする と95.8%となります。

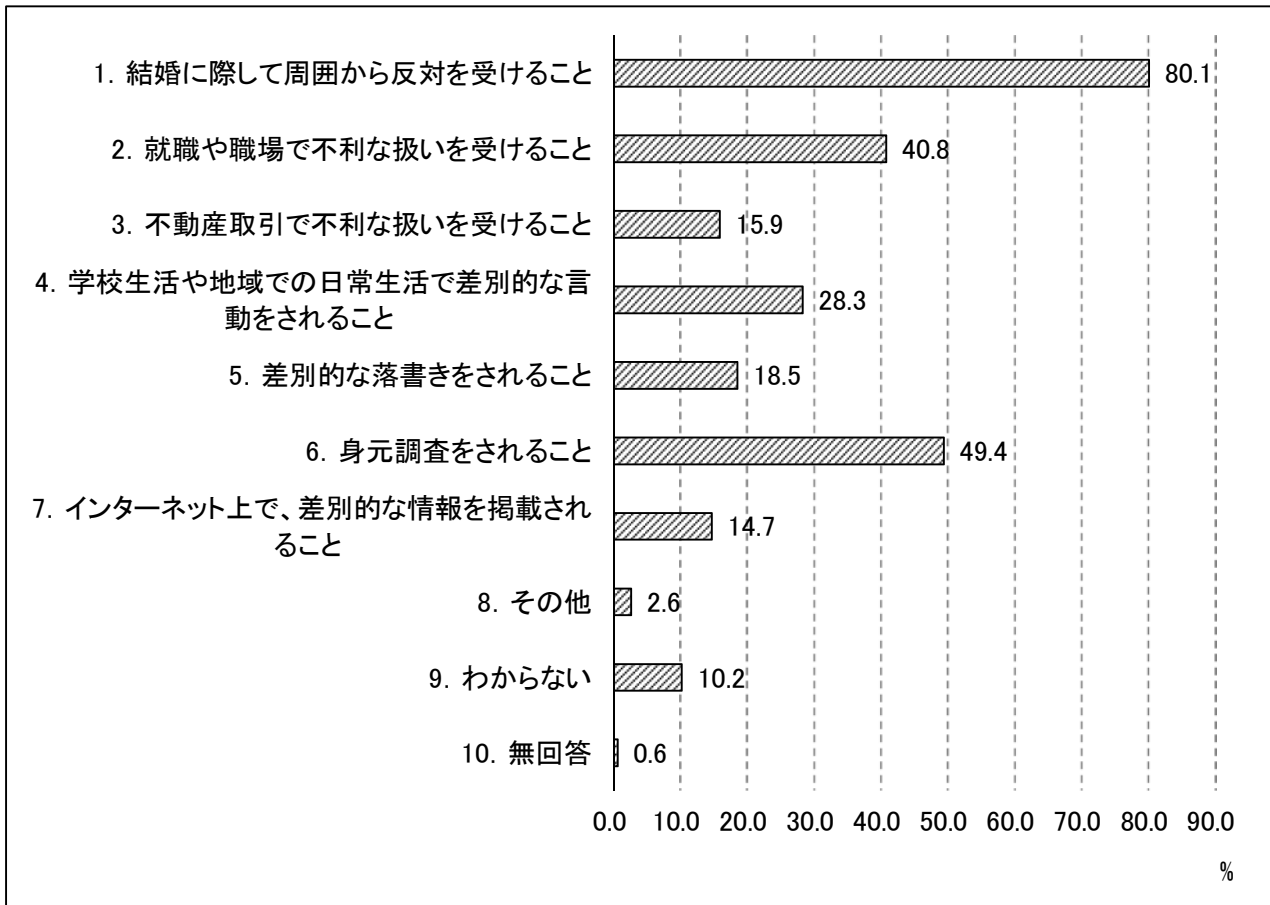
3度の調査結果をみると、『知っている』の割合が、2000年度96.9%→2004年度95.8%→2016年度92.0%と低くなっています。

また、「知らない」は2000年度2.7%→2004年度1.1%→2016年度5.0%と推移しています。

15-2 同和問題に関する人権問題

問 15-2 問 15-1 で「1. よく知っている」「2. 少しは知っている」と回答された方にお聞きします。

あなたは同和問題に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。



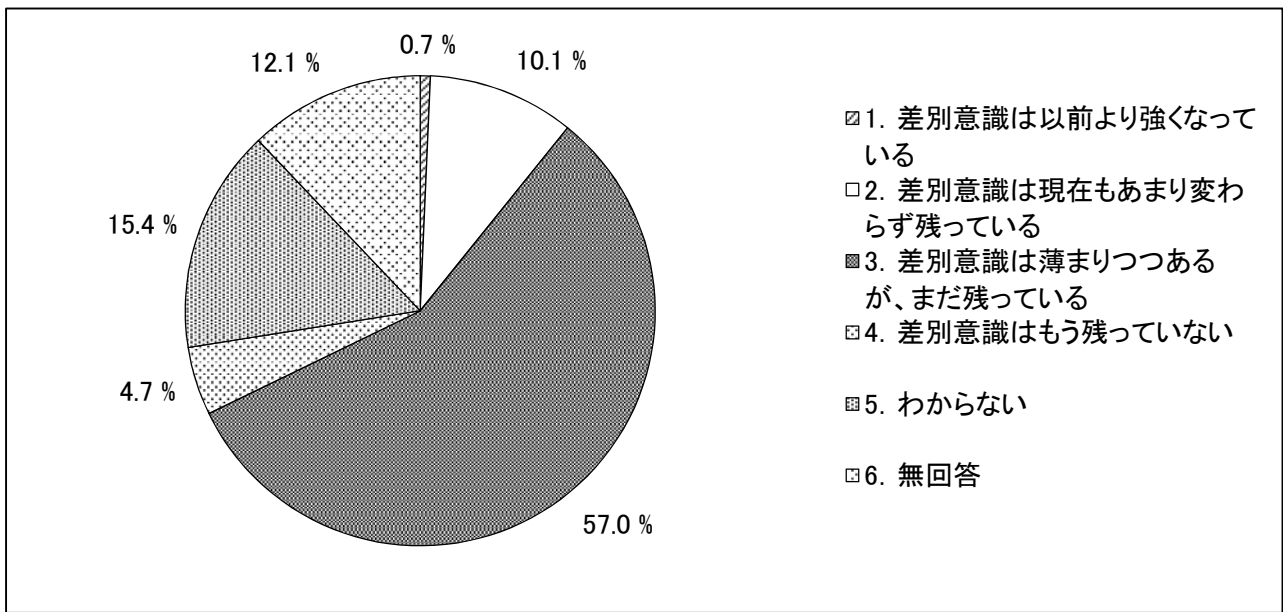
問 15-1 で、「よく知っている」「少しは知っている」と回答した 498 人（全有効回答者 703 人の 70.8%）に、同和問題に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか複数回答でたずねました。

最も高かったのは、「結婚に際して周囲から反対を受けること」（80.1%）で 8 割を超えました。「身元調査をされること」（49.4%）、「就職や職場で不利な扱いを受けること」（40.8%）が 4 割を超えています。以下、「学校生活や地域での日常生活で差別的な言動をされること」（28.3%）、「差別的な落書きをされること」（18.5%）、「不動産取引で不利な扱いを受けること」（15.9%）、「インターネット上で、差別的な情報を掲載されること」（14.7%）と続き、「わからない」（10.2%）は約 1 割でした。

16-1 同和問題の現状認識

問 16-1 あなたは、同和地区や同和地区の人々に対する差別意識が、現状はどのようになっていると思いますか。

あなたのお考えに近いものを選んで、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



同和地区や同和地区の人々に対する差別意識が、現状はどのようになっていると思うかをたずねました。

「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」(57.0%)が5割を超えて最も高くなっています。「わからない」(15.4%)が2番目に高く、「差別意識は現在もあまり変わらず残っている」(10.1%)、「差別意識はもう残っていない」(4.7%)、「差別意識は以前より強くなっている」(0.7%)などとなっています。「無回答」(12.1%)が1割強あります。

「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」「差別意識は現在もあまり変わらず残っている」「差別意識は以前より強くなっている」を合計した7割近く(67.8%)が、現状として同和地区や同和地区の人々に対する差別意識が『ある』と回答しています。

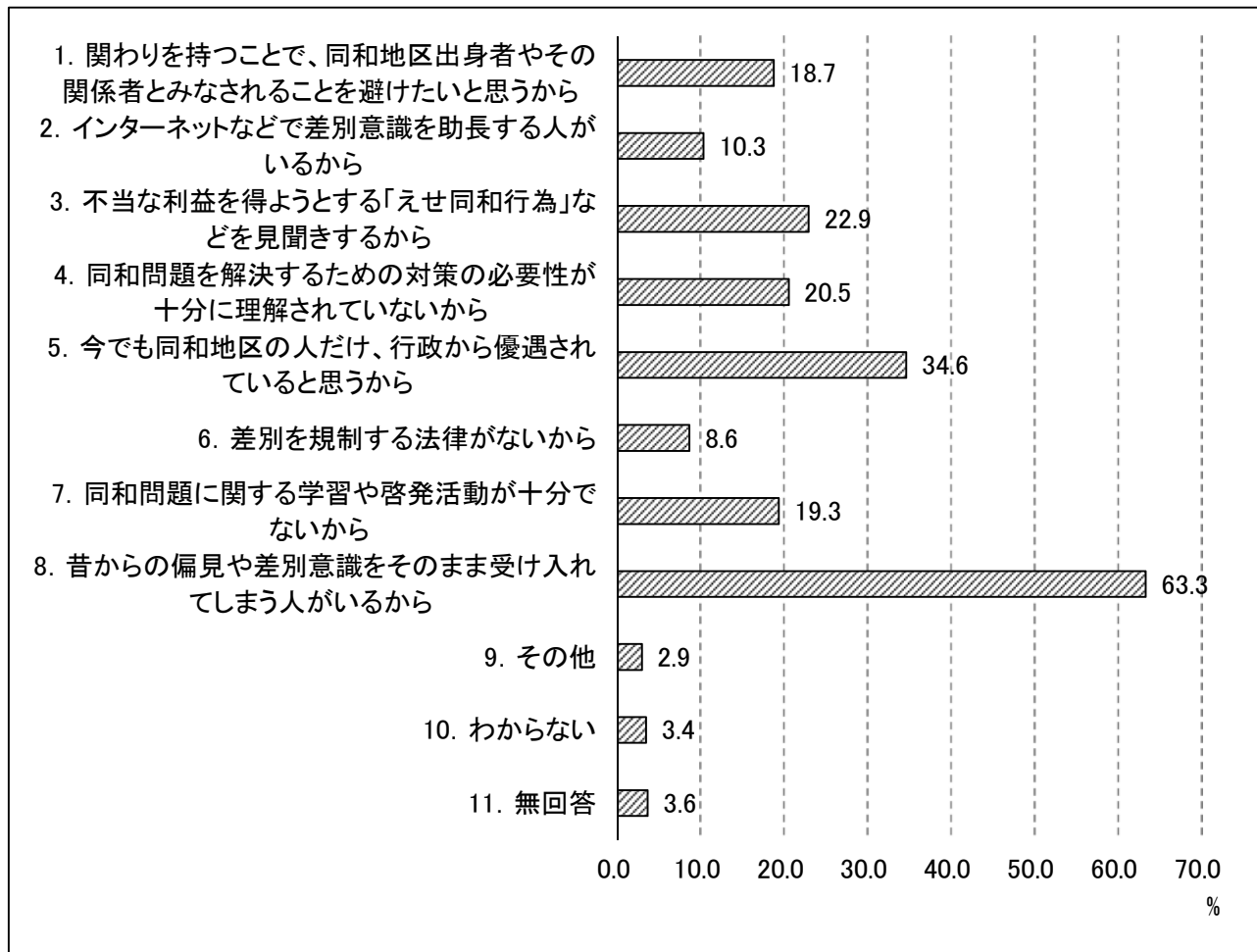
「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。部落差別が現存することを明記し、その解消に向けて国として地方自治体の協力を得ながら相談事業・教育啓発・実態調査を進めることとしています。罰則を伴わない理念法ではありますが、国の法律に初めて「部落差別」の文言が盛り込まれた意義は大変大きなものがあります。

16-2 同和問題に関する差別意識がなくなる理由

問 16-2 問 16-1 で「1. 差別意識は以前より強くなっている」「2. 差別意識は現在もあまり変わらず残っている」「3. 差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」のいずれかと回答された方にうかがいます。

同和地区や同和地区の人に対する差別意識がなくなる理由は何だと思われますか。

あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。

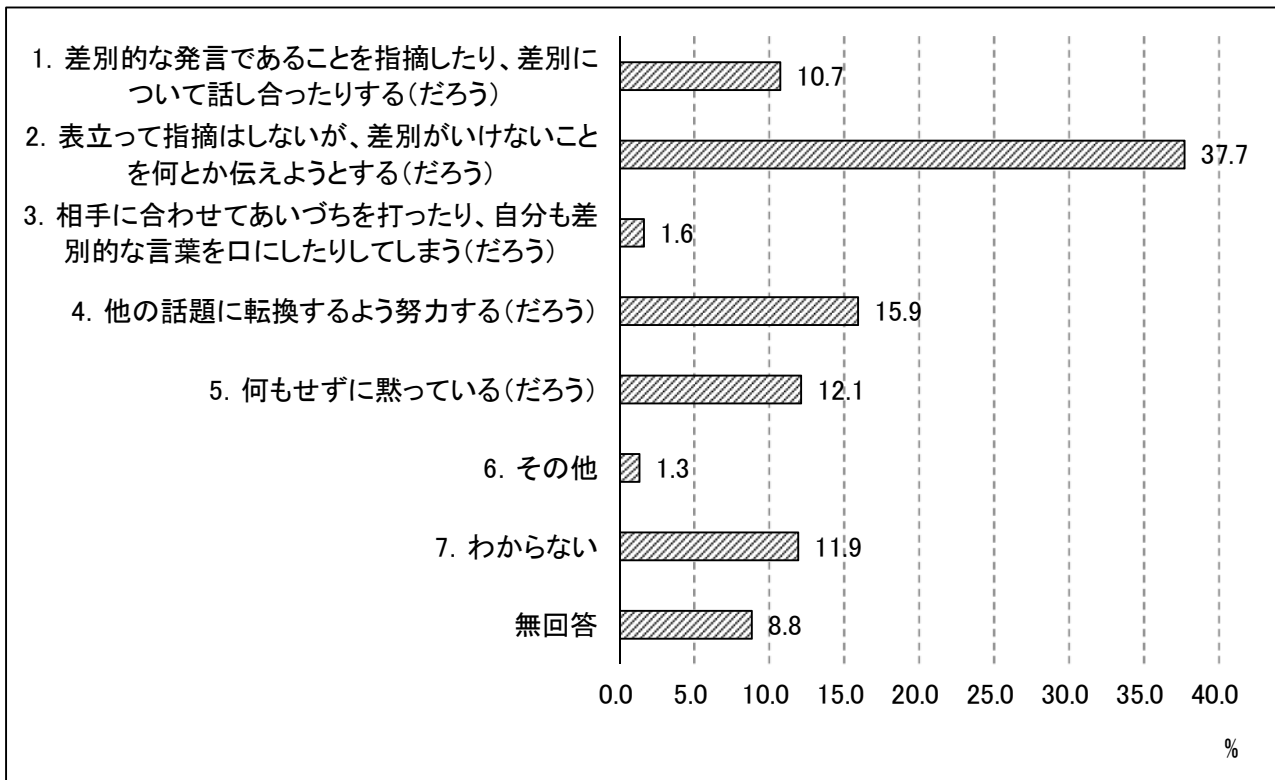


問 16-1 で「1. 差別意識は以前より強くなっている」「2. 差別意識は現在もあまり変わらず残っている」「3. 差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」のいずれかと回答した 477 人（全有効回答者 703 人の 67.8%）を対象に、同和地区や同和地区の人に対する差別意識がなくなる理由は何だと思うかを複数回答でたずねました。

「昔からの偏見や差別意識をそのまま受け入れてしまう人がいるから」（63.3%）が 6 割を超え最も高く、2 番目の「今でも同和地区の人だけ、行政から優遇されていると思うから」（34.6%）が 3 割を超え、「不当な利益を得ようとする『えせ同和行為』などを見聞きするから」（22.9%）、「同和問題を解決するための対策の必要性が十分に理解されていないから」（20.5%）、「同和問題に関する学習や啓発活動が十分でないから」（19.3%）、「関わりを持つことで、同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから」（18.7%）などが 2 割前後、「インターネットなどで差別意識を助長する人がいるから」（10.3%）、「差別を規制する法律がないから」（8.6%）が 1 割前後となっています。

17 同和問題に関わる差別発言への態度

問 17 学校や職場、日常生活の中で、誰かが同和地区や同和地区の人々に対する差別的な発言をした時、もしも、その場にあなたが居合せたとしたらどのような態度をとりますか。
 あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



同和地区や同和地区の人々に対する差別的な発言の場に居合せた場合、どのような態度をとるか(とると思うか)をたずねました。

「表立って指摘はしないが、差別がいけないことを何とか伝えようとする(だろう)」(37.7%)が最も高く、次いで「他の話題に転換するよう努力する(だろう)」(15.9%)、「何もせずに黙っている(だろう)」(12.1%)、「わからない」(11.9%)、「差別的な発言であることを指摘したり、差別について話し合ったりする(だろう)」(10.7%)、「相手に合わせてあいづちを打ったり、自分も差別的な言葉を口にしたりしてしまう(だろう)」(1.6%)などとなっています。

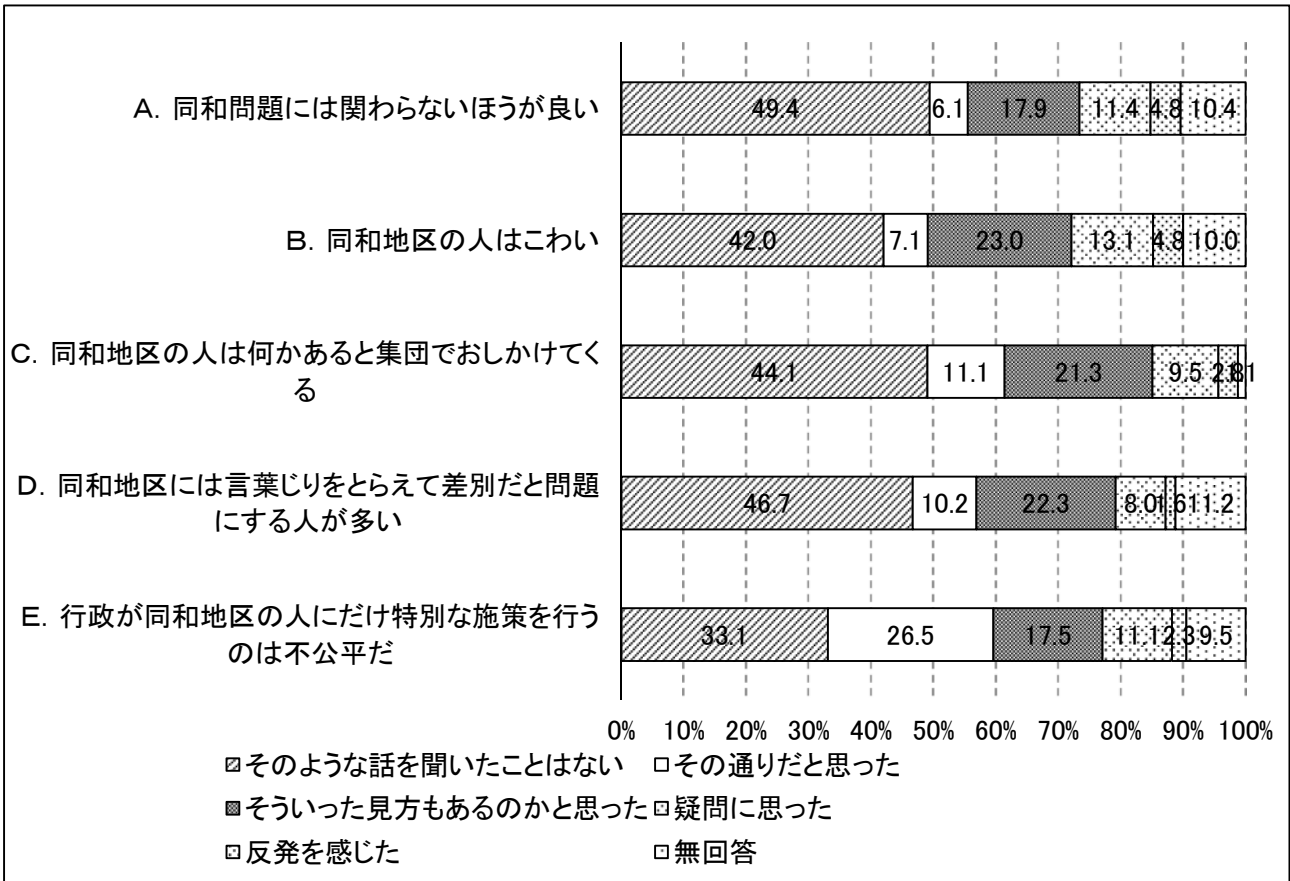
差別発言の現場に居合せた時、「相手に合わせてあいづちを打ったり、自分も差別的な言葉を口にしたりしてしまう(だろう)」は最もあってはならないことですが、現実的には「差別的な発言であることを指摘したり、差別について話し合ったりする」といった積極的な対応を誰もができるものではありません。「表立って指摘はしないが、差別がいけないことを何とか伝えようとする(だろう)」や「他の話題に転換するよう努力する(だろう)」は、いずれも差別発言をやめさせようという意図ですが、消極的な対応であるため発言者とその意図に気付かず発言を続けることも考えられます。もう一步踏み込んだ対応が望まれます。

本設問で「何もせずに黙っている(だろう)」「わからない」と回答した人に「無回答」を加えると3割強(32.8%)となりますが、これらの人々が差別発言に対して沈黙し、何も行動を起こさなければ差別発言を容認することになり状況は変わりません。

傍観者には「まず行動」を、消極的対応の人には「あと一步の積極性」を促す啓発を進めることが大切です。

18 過去5年の同和問題に関する否定的情報との出会い、受け止め方

問18 あなたは、過去5年間で同和問題に関わって次のようなことを聞いたことがありますか。また、その時に、あなたはどのように思いましたか。
A～Eのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



最近5年間に、同和地区や同和地区の人々に対する否定的な情報と出会ったかどうか、出会ったことがあるのならば、その時に、どのように思ったかについてたずねました。

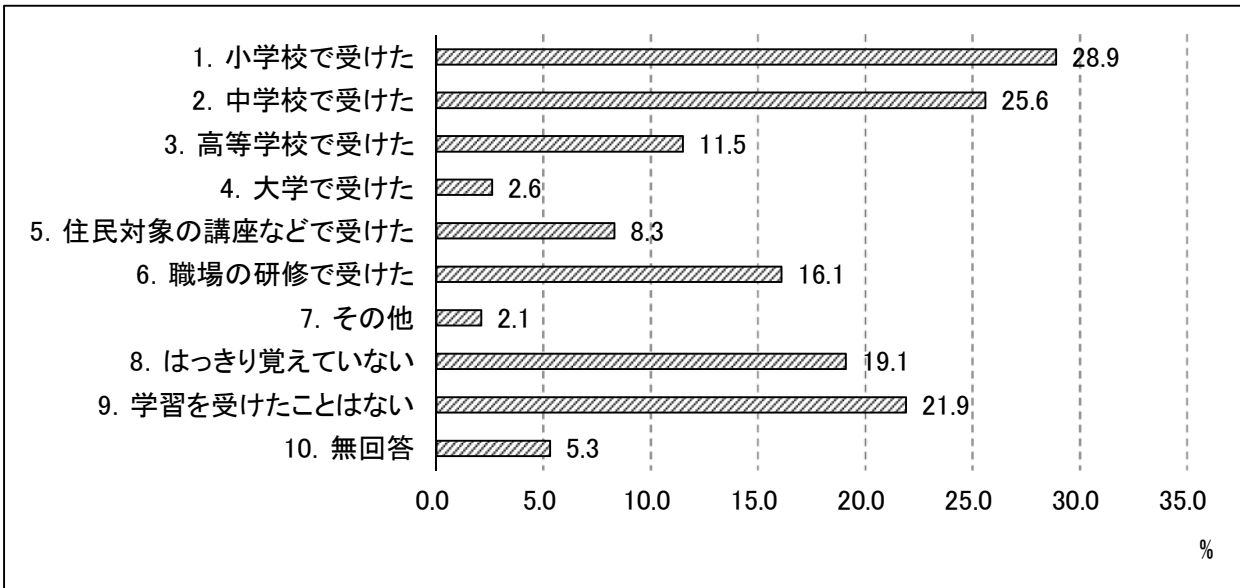
否定的な情報と出会い、それを「その通りだと思った」割合が最も高かったのが、「行政が同和地区の人にだけ特別な施策を行うのは不公平だ」(26.5%)でした。

かつて特別措置法時代に同和対策事業の必要性や目的、背景等について、同和問題の啓発と連携した十分な説明がなされないままに事業が進められたため、同和地区外の住民のなかに「なぜ、同和地区だけ事業をするのか」「同和地区の方が我々より優遇されているではないか」といった「ねたみ意識」「逆差別意識」が生じ、同和地区に対して以前から持っていた偏見や差別意識と相まって、同和問題の解決を阻害する要因の一つとなりました。

このことは、同和地区や同和地区の人に対する差別意識がなくなる理由をたずねた問16-2で「今でも同和地区の人だけ、行政から優遇されていると思うから」を選択した回答者が34.6%と2番目に多かったことでも明らかのように、今後の啓発活動における重点課題と言えます。

19 同和教育・啓発を受けた経験

問 19 あなたはこれまで、学校や職場、地域で同和問題に関して学習を受けたことがありますか。
 あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。



これまで、学校や職場、地域で同和問題に関して学習を受けたことがあるかを、複数回答でたずねました。

学校教育分野では、「小学校で受けた」(28.9%)が最も高く、次に「中学校で受けた」(25.6%)、「高等学校で受けた」(11.5%)、「大学で受けた」(2.6%)となっています。

社会教育分野では「職場の研修で受けた」(16.1%)、「住民対象の講座などで受けた」(8.3%)となっています。

一方で「学習を受けたことはない」(21.9%)も2割を超えました。

「はっきり覚えていない」(19.1%)には、「受けたかどうかははっきり覚えていない」と「受けたことは確かだがどこで受けたのかははっきり覚えていない」が含まれていると考えられますが、「学習を受けたことはない」と「受けたかどうかははっきり覚えていない」の合計である約4割が、同和問題に関する正しい教育や啓発に接することなく、正しい認識を身に付けていない可能性があります。

◇ 過去の名張市調査結果との比較

名張市が2000年度と2004年度に実施した調査結果と比較すると、学校教育分野では、「小学校で受けた」「中学校で受けた」「高等学校で受けた」「大学で受けた」のいずれも、2004年度調査では2000年度調査結果より高くなりました。しかし、今回の調査では、2004年度調査結果から「小学校で受けた」が0.5ポイント、「中学校で受けた」が6.8ポイント、「高等学校で受けた」が10.0ポイント、「大学で受けた」が2.5ポイントそれぞれ低くなっています。

社会教育分野でも、2004年度調査結果から「住民対象の講座で受けた」が8.7ポイント、「職場の研修で受けた」が4.7ポイントそれぞれ低くなっています。

「はっきり覚えていない」は7.7ポイント、「学習を受けたことがない」は2.8ポイント2004年度調査結果を上回りました。

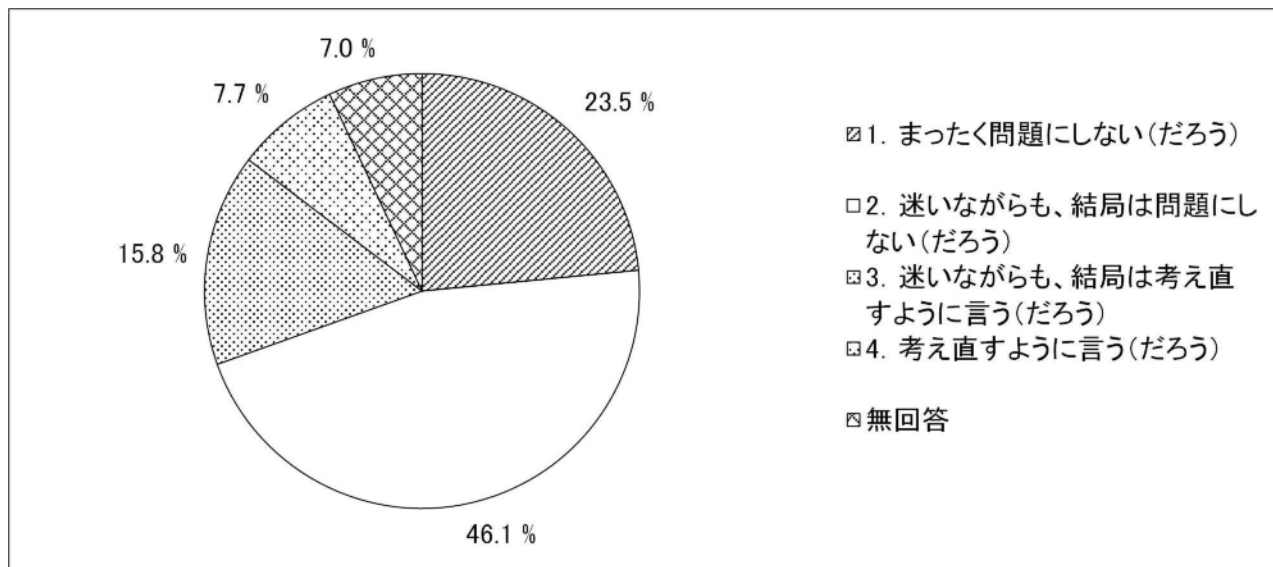
この設問の結果からも、「同和問題」「部落問題」から「人権問題全般」へのシフトという傾向のなか、以前と比較した場合、「同和問題」「部落問題」に特化した学習・研修の機会が減少していることは否定できません。2016年に制定された「部落差別解消法」に明記されたように、部落差別の解消に向けた「教育・啓発」について今一度、取組の強化が求められています。

20-1 同和地区出身者と子どもとの結婚への態度（自身）

問 20-1 もしも、あなたのお子さんが恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区の人だと分かった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。

あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。

（お子さんがいらっしゃらない場合は、いらっしゃると仮定してお答えください）



もし仮に、自分の子どもが恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区の人だと分かった場合、親としてどのような態度をとると思うかをたずねました。

「迷いながらも、結局は問題にしない（だろう）」（46.1%）が最も高く、次いで「まったく問題にしない（だろう）」（23.5%）、「迷いながらも、結局は考え直すように言う（だろう）」（15.8%）、「考え直すように言う（だろう）」（7.7%）などとなっています。

「迷いながらも、結局は問題にしない（だろう）」と「まったく問題にしない（だろう）」の合計69.6%が、同和地区出身者と子どもとの結婚を『問題にしない』と回答し、「迷いながらも、結局は考え直すように言う（だろう）」と「考え直すように言う（だろう）」の合計23.5%を約46ポイント上回りました。

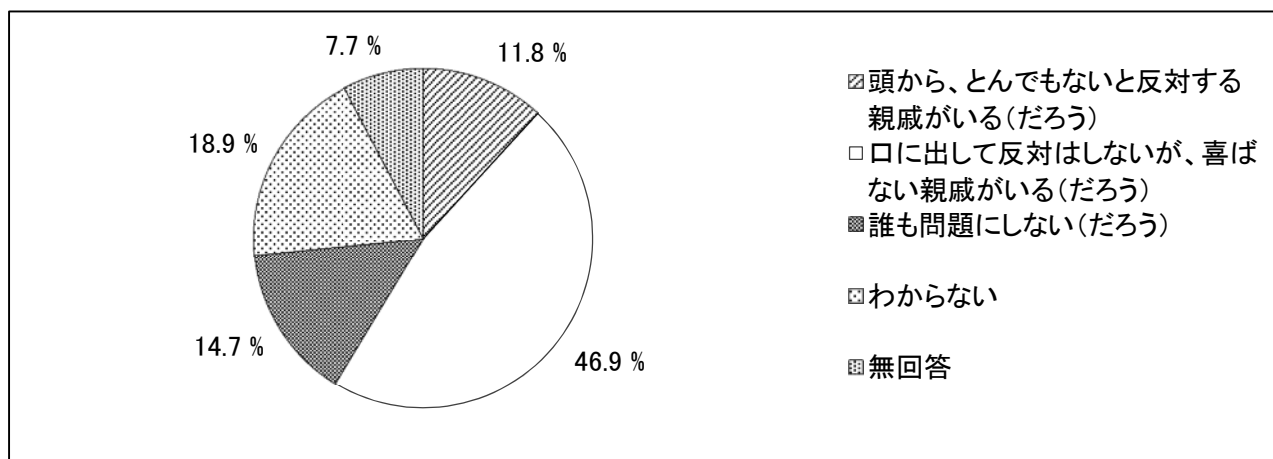
「問題にしない」が「考え直すように言う」を上回っているものの、約4分の1が自分の子どもと同和地区出身者との結婚に「反対する」と回答している現実は、重く受け止めなければなりません。

20-2 同和地区出身者と子どもとの結婚への態度（親戚）

問 20-2 もしも、あなたのお子さんが恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区の人だと分かった場合、あなたの親戚はどのような態度をとると思いますか。

あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。

（お子さんがいらっしゃらない場合は、いらっしゃると仮定してお答えください）



もし仮に、自分の子どもが恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区の人だと分かった場合、親戚がどのような態度をとると思うかをたずねました。

「口に出して反対はしないが、喜ばない親戚がいる（だろう）」（46.9%）が最も高く、次いで「わからない」（18.9%）、「誰も問題にしない（だろう）」（14.7%）、「頭から、とんでもないと反対する親戚がいる（だろう）」（11.8%）などとなっています。

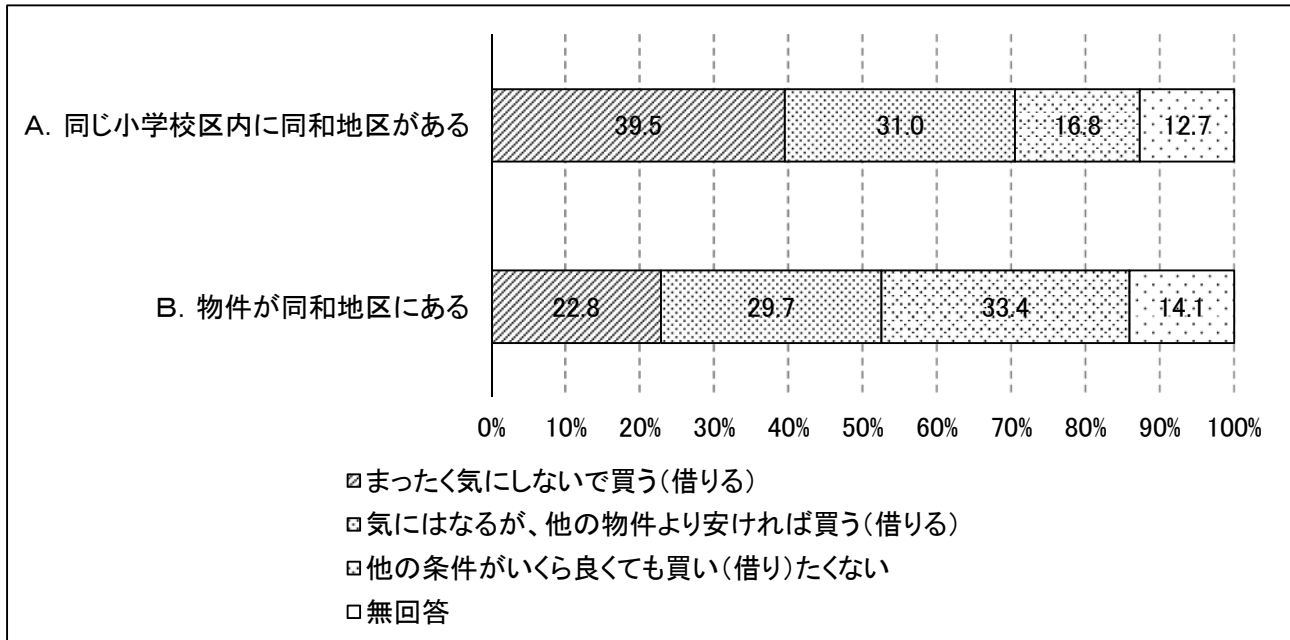
同和地区出身者と子どもとの結婚に対して、頭から反対する約1割の親戚はもちろん論外ですが、口には出さないが喜ばないであろう5割近くの親戚も問題です。

これらの親戚の態度は回答者が「同和地区出身者と子どもとの結婚」という状況を想定して予測したものです。実際にそうした状況に至った場合、こうした「喜ばないであろう親戚」が、予測に反して口に出して強硬に反対を唱えたり、結婚式に出ない、あるいは結婚後に付き合いを疎遠にしたりしないとも限りません。

以前ほどではないというものの、現在でも特に冠婚葬祭における親戚の影響力は大きなものがあります。誰も問題にしない親戚を40ポイント以上上回る親戚にこうした可能性があるということは、厳しい状況といえます。

21 同和地区周辺の住居購入に関して

問 21 仮に、あなた自身が入居するための物件を探していて、間取り、交通の便、環境、価格等、自分の目で確かめ、気に入った物件が見つかったとします。その後、その物件に次のような条件があることが分かった場合、あなたはどうしますか。A、Bそれぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



自身が入居するための物件を探していて、間取り、交通の便、環境、価格等、自分の目で確かめ、気に入った物件に関して、その後、「A. 同じ小学校区内に同和地区がある」「B. 物件が同和地区ある」ことが分かった場合、どうするかをたずねました。

「まったく気にしないで買う(借りる)」については、Aの39.5%に対してBは22.8%とBがAより16.7ポイント低くなっています。

「気にはなるが、他の物件より安ければ買う(借りる)」については、Aの31.0%に対してBは29.7%と大きな差はありません。

「他の条件がいくら良くても買い(借り)たくない」については、Aの16.8%に対しては33.4%と倍近くの高さとなっています。

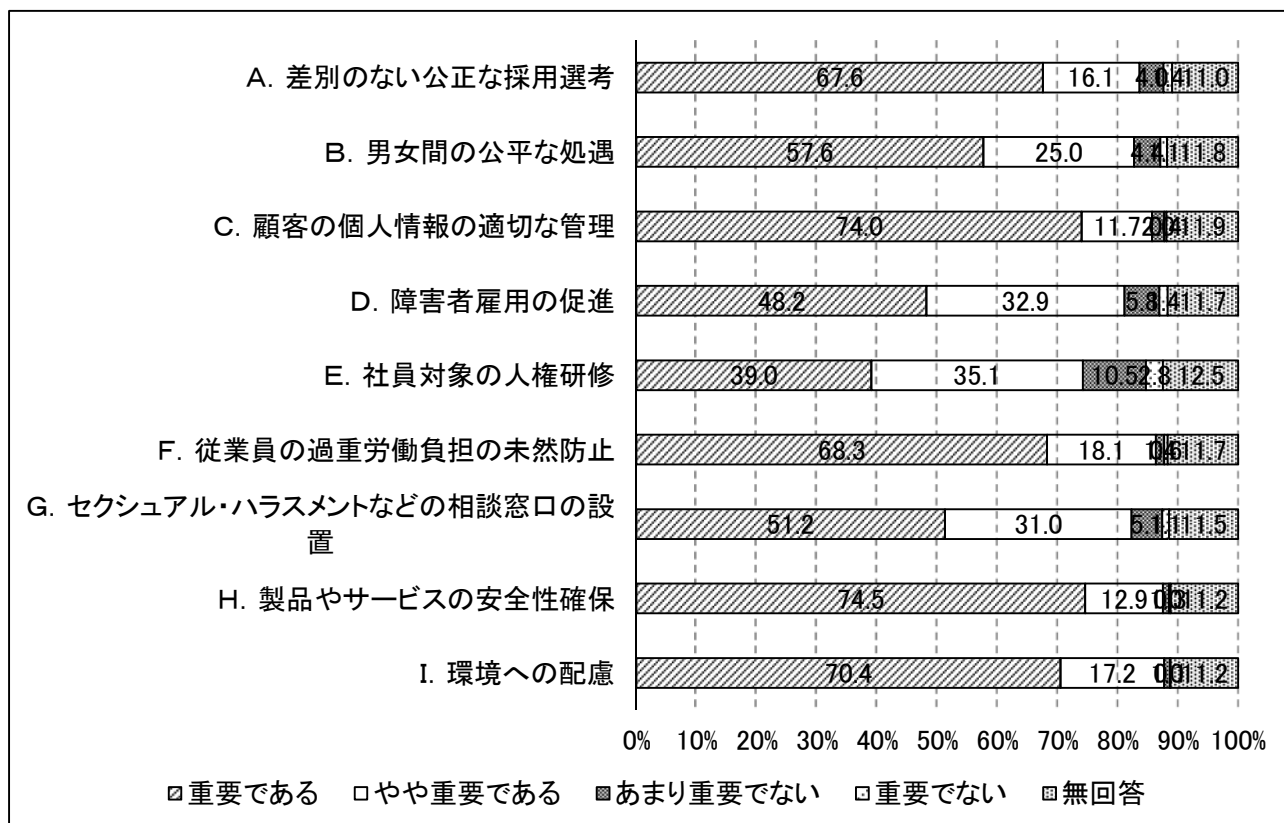
AとBの結果から、同和地区と関係のある物件に対する忌避的態度は、「物件が同和地区内にある」場合の方が明らかに強く、回答者の約3分の1が「他の条件がいくら良くても買い(借り)たくない」としています。

「同和地区に住む」ことによって自身が周囲から「同和地区の住民」と認識されることは自然なことであり、さらには「同和地区出身者」とみなされることも十分に考えられます。問16-2では同和地区や同和地区の人に対する差別意識がなくなる理由として、「関わりを持つことで同和地区出身者やその関係者とみなされることを避けたいと思うから」を選択したのは18.7%でしたが、本設問の結果から明らかなように、「みなされること」への忌避意識はこの数字以上に強いと言えます。

22 企業の社会的責任

問 22 企業の社会的責任に関してあなたはどのようにお考えですか。

A～Iのそれぞれについて、あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



人権に関する企業の社会的責任として重要なことならについてたずねました。

それぞれの項目について、「重要である」と「やや重要である」の合計をみると、「環境への配慮」(87.6%)が最も高く、その他の項目についても「製品やサービスの安全性確保」(87.4%)、「従業員の過重労働負担の未然防止」(86.4%)、「顧客の個人情報の適切な管理」(85.7%)、「差別のない公正な採用選考」(83.7%)、「男女間の公平な処遇」(82.6%)、「セクシュアル・ハラスメントなどの相談窓口の設置」(82.2%)、「障害者雇用の促進」(81.1%)など8割を超えましたが、「社員対象の人権研修」(74.1%)のみ7割台でした。

「重要である」に限ると、「製品やサービスの安全性確保」(74.5%)が最も高く、「顧客の個人情報の適切な管理」(74.0%)、「環境への配慮」(70.4%)なども7割を超えました。

以下、「従業員の過重労働負担の未然防止」(68.3%)、「差別のない公正な採用選考」(67.6%)、「男女間の公平な処遇」(57.6%)、「セクシュアル・ハラスメントなどの相談窓口の設置」(51.2%)、「障害者雇用の促進」(48.2%)と続き、「社員対象の人権研修」(39.0%)が最も低くなっています。これらから、回答者は企業の社会的責任として、「顧客に対して企業が果たすべき責任」を優先させるのではないかと考えられます。

23 犯罪被害者の人権（マスコミ報道をめぐって）

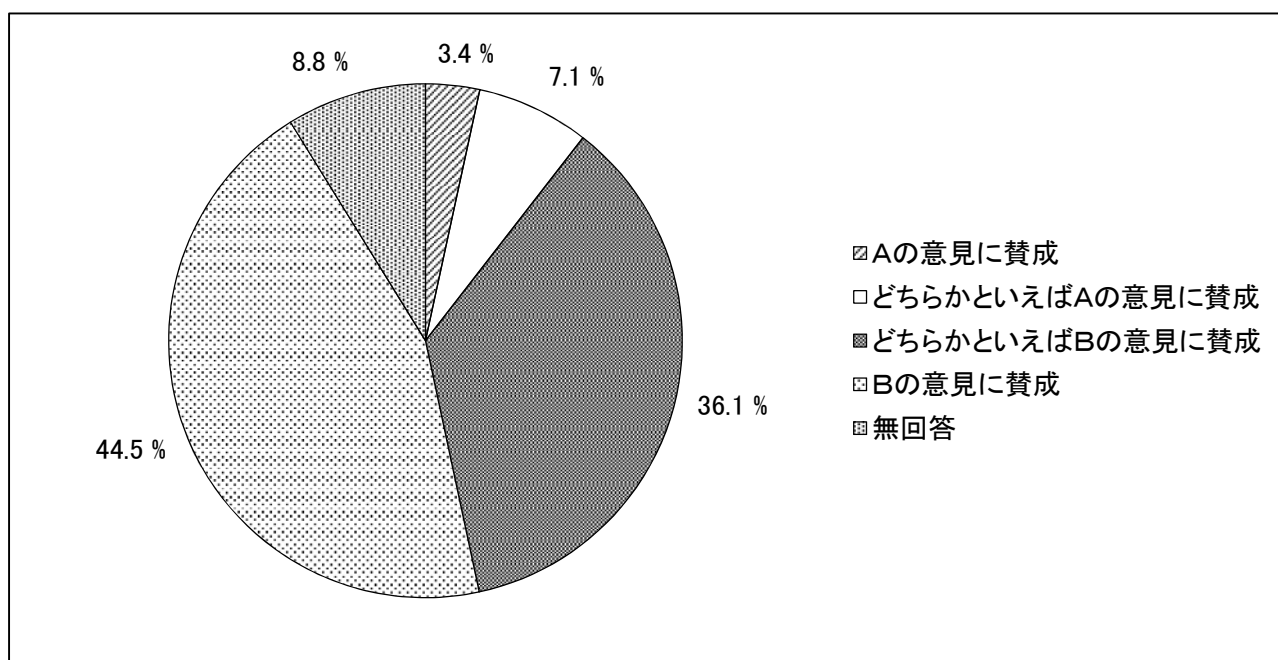
問 23 犯罪の被害者やその家族に関する取材や報道の在り方について、A、B二人の意見が次のように分かれました。

A：「市民には犯罪について真実を知る権利があるので、犯罪被害者の人権を侵害するおそれがあるからといって、取材・報道を自主規制するのはおかしい」

B：「たとえ知る権利に応えるための取材・報道であっても、犯罪被害者の人権を侵害するおそれがあるなら、取材・報道を自主規制すべきだ」

あなたはA、Bどちらの意見に近いですか。

あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



犯罪の被害者やその家族に対する取材や報道のあり方についてたずねました。

「Bの意見に賛成」(44.5%)と「どちらかといえばBの意見に賛成」(36.1%)の合計80.6%が「Aの意見に賛成」(3.4%)と「どちらかといえばAの意見に賛成」(7.1%)の合計10.5%を70ポイント以上上回っています。

犯罪被害に遭った人やその家族は、好奇の目で見られることで強いストレスを受けたり、事件について繰り返し取材を受けたり報道されたりすることで、当時の恐怖や悲しみ、怒りなどがその都度よみがえり、心の傷がさらに深くなってしまいます。

かつてはテレビのワイドショーなどで興味本位の犯罪報道が目立ちましたが、そうした報道姿勢に対する批判の声も上がるようになり、犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮について、社会の理解が進んできたと言えます。

24 災害発生時（避難所）における人権

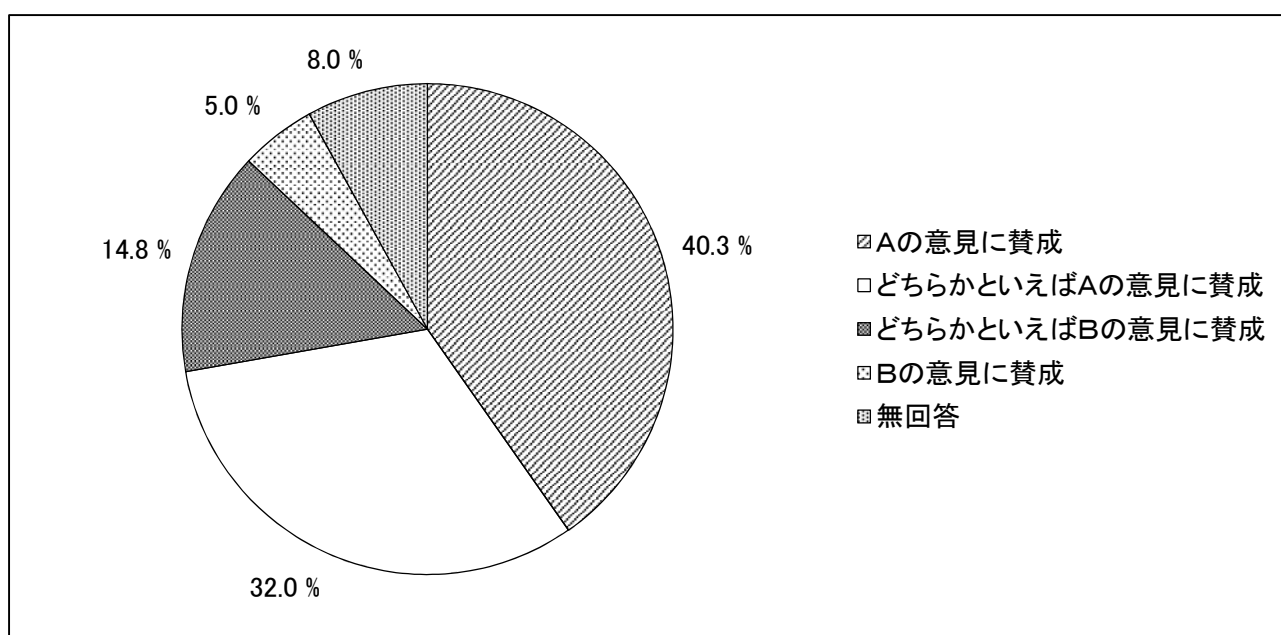
問 24 地震や津波、水害などの災害発生時における人権への配慮について、A、B二人の意見が次のように分かれました。

A：「災害が発生した時の避難所では、障害者や高齢者、女性、子ども、外国人など支援を必要とする人には、特別な配慮をすべきだ」

B：「災害が発生した時の避難所では、みんなが困っているのだから、障害者や高齢者、女性、子ども、外国人など支援を必要とする人に、特別な配慮ができなくてもやむを得ない」

あなたはA、Bどちらの意見に近いですか。

あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



災害発生時の避難所における人権への配慮についてたずねました。

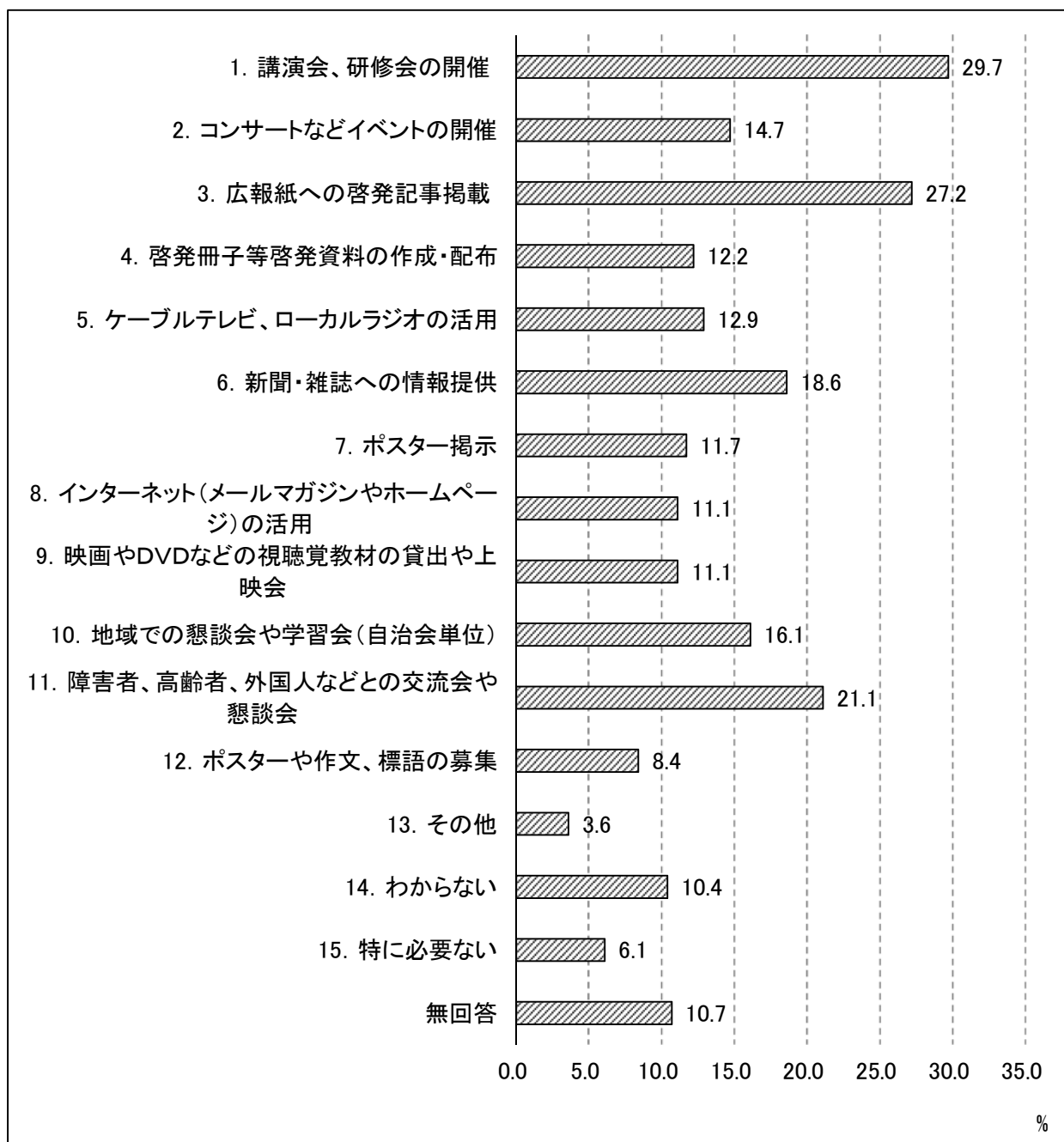
「Aの意見に賛成」(40.3%)と「どちらかといえばAの意見に賛成」(32.0%)の合計72.3%が「Bの意見に賛成」(5.0%)と「どちらかといえばBの意見に賛成」(14.8%)の合計19.8%を50ポイント以上上回りました。

約2割が特別な配慮ができなくてもやむを得ないとしましたが、同じ避難所でみんなが困っているのは事実であるとはいえ、平時においても支援を必要とする人たちにとっては、同じ状況に置かれていても困難さの度合いが一段と深刻であることは明らかで、災害発生時にこそ、まずそうした人たちへの配慮を最優先に避難所の運営がなされるべきです。

25 人権問題解決への効果的な啓発手法について

問 25 人権問題に関する正しい知識と理解を深めるために、どのような啓発手法が効果的だと思いますか。

あなたが、効果的だと思うものの数字 3 つ以内に○をつけてください。



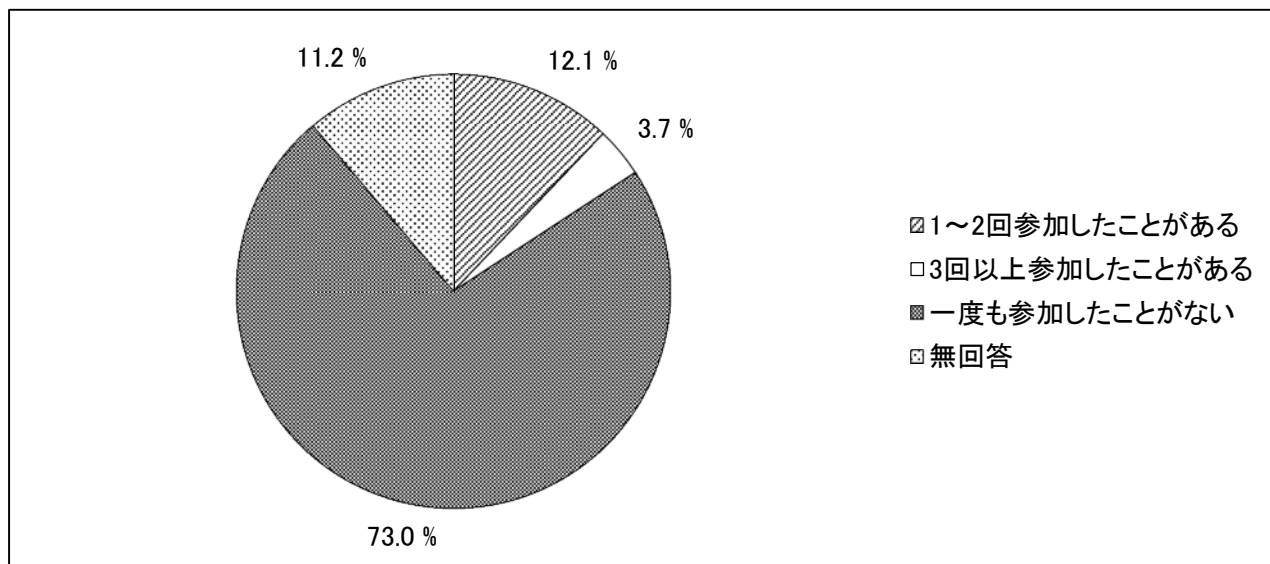
人権問題に関する正しい知識と理解を深めるために、どのような啓発手法が効果的だと思うかを、3 つ以内の複数回答でたずねました。

効果的だと思う啓発手法としては、「講演会、研修会の開催」(29.7%) が最も高くなっており、「広報紙への啓発記事掲載」(27.2%)、「障害者、高齢者、外国人などとの交流会や懇談会」(21.1%) なども 2 割を超えています。その他では「新聞・雑誌への情報提供」(18.6%)、「地域での懇談会や学習会(自治会単位)」(16.1%)、「コンサートなどイベントの開催」(14.7%) などとなっています。

26-1 過去5年間における講演会・研修会への参加経験

問 26-1 あなたは過去5年間に、市や県などが主催する人権に関する講演会、研修会、イベントなどに参加したことがありますか。

参加状況についてあてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。

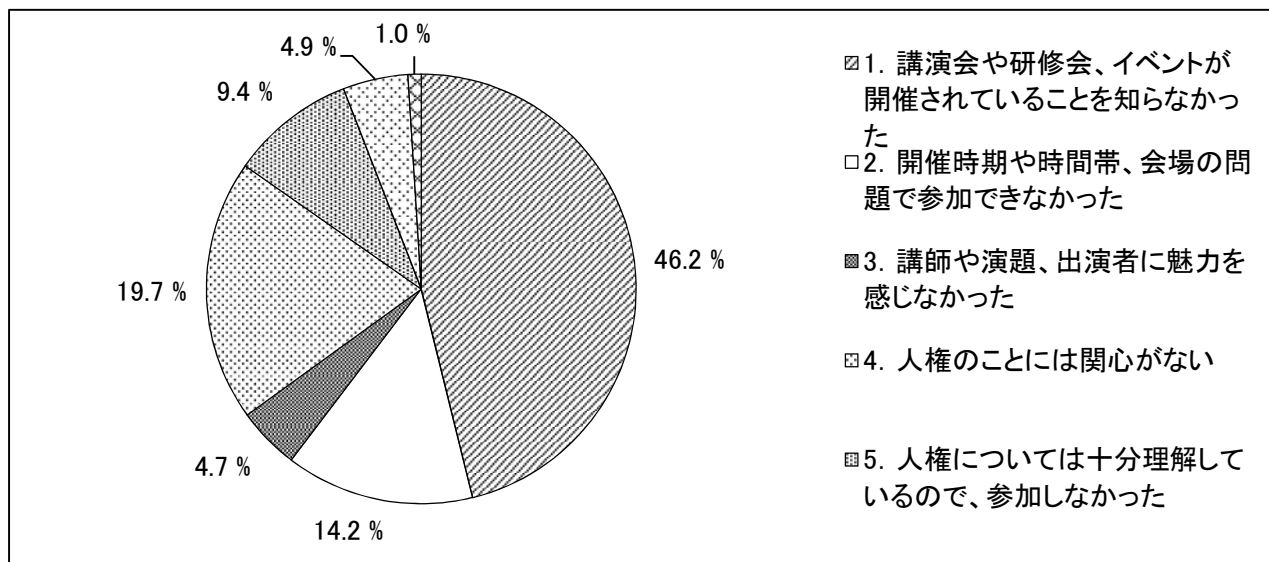


過去5年間に、市や県などが主催する人権に関する講演会、研修会、イベントなどに参加したことがあるかをたずねました。

「1～2回参加したことがある」(12.1%)と「3回以上参加したことがある」(3.7%)の合計15.8%が、市や県などが主催する人権に関する講演会、研修会、イベントなどへの『参加経験あり』と回答しています。「一度も参加したことがない」(73.0%)は7割を超えていますが、約1割の「無回答」(11.2%)の多くが『参加経験なし』と推測されます。

26-2 過去5年間における講演会・研修会への不参加理由

問 26-2 問 26-1 で「3. 一度も参加したことがない」と回答された方にうかがいます
その理由としてあてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。



問 26 - 1 で、過去 5 年間、市や県などが主催する人権に関する講演会、研修会、イベントなどに一度も参加しなかったと回答した 513 人（全有効回答者 703 人の 73.0%）を対象に、その理由をたずねました。

参加しなかった理由として、「講演会や研修会、イベントが開催されていることを知らなかった」（46.2%）が最も高くなっています。

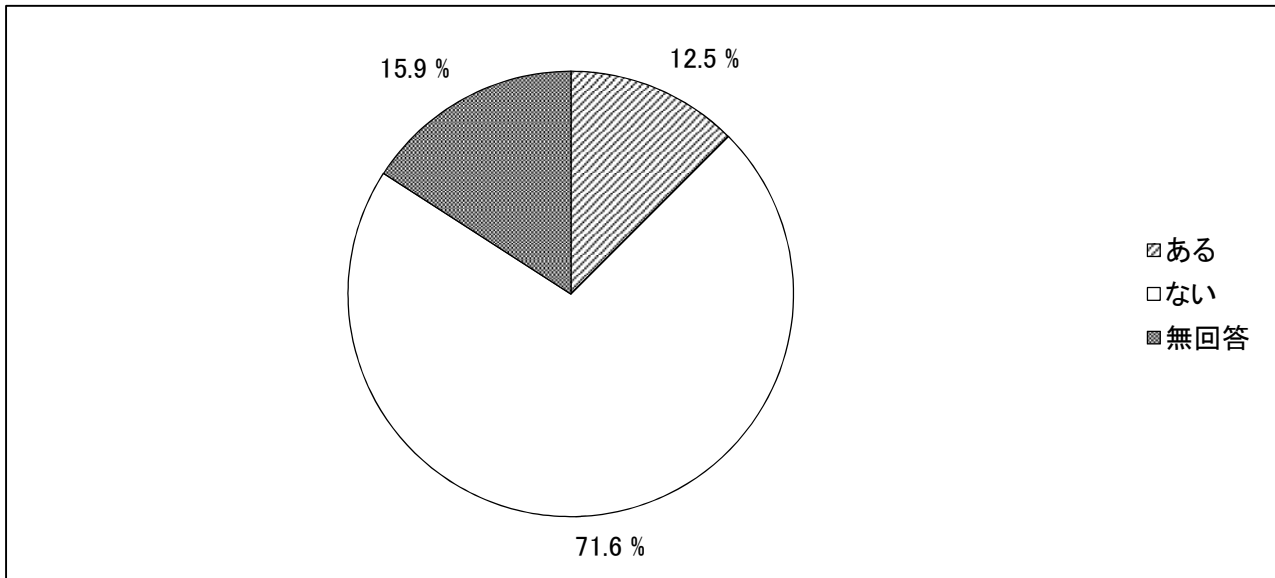
その他の理由として、「人権のことには関心がない」（19.7%）、「開催時期や時間帯、会場の問題で参加できなかった」（14.2%）、「人権については十分理解しているのに、参加しなかった」（9.4%）、「講師や演題、出演者に魅力を感じなかった」（4.7%）などとなっています。

講演会や研修会、イベントに多くの市民の参加を得るには、開催日時、場所、内容の検討とともに、開催情報をいかに市民に周知するかが最重要になってきます。

参加経験のない人の約半数は、「あくまでも『知らなかった』から『参加できなかった』のであって、『知っていた』なら参加していた可能性がある」とプラス思考で捉え、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ローカルラジオ、新聞・雑誌、ポスターなど費用対効果も考慮しつつ、様々な媒体を有効活用し情報発信する必要があります。

27-1 過去5年間における人権侵害を受けた経験

問 27-1 あなたは、過去5年の間に自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。
あてはまる回答の数字に一つだけ○をつけてください。

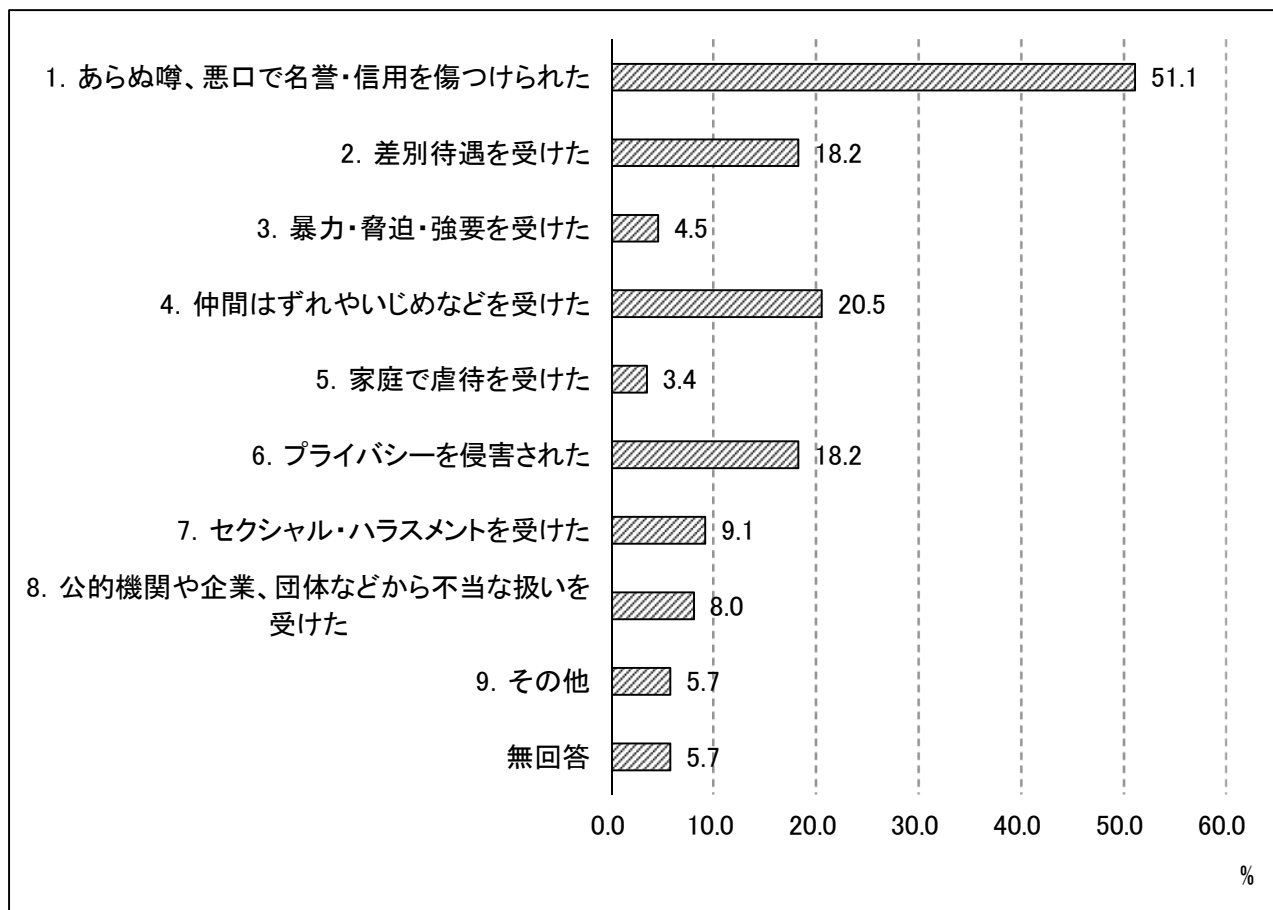


過去5年の間に自分の人権が侵害されたと思ったことがあるかどうかたずねました。

人権侵害を受けたと思ったことが「ある」と回答したのは12.5%、「ない」は71.6%で「ある」を約60ポイント上回りました。なお「無回答」が15.9%となっています。

27-2 過去5年間に受けた人権侵害の内容

問27-2 問27-1で「1. ある」と回答された方にお聞きします
それはどのような内容だったでしょうか。差し支えなければお答えください。
あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。



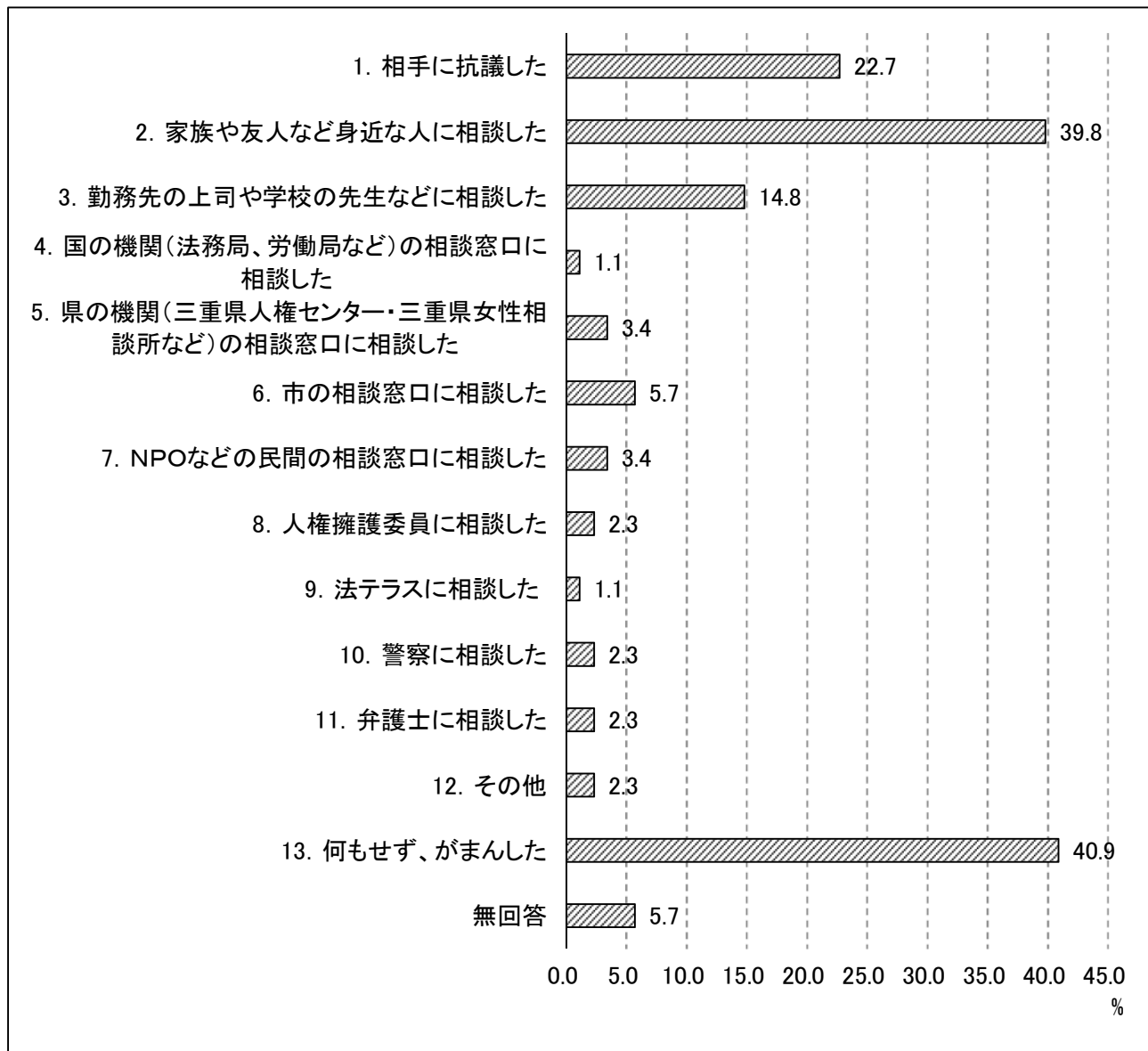
問27-1で自分の人権が侵害されたと思ったことが「ある」と回答した88人(有効回答者の12.5%)を対象に、どのような内容であったのかを複数回答でたずねました。

「あらぬ噂、悪口で名誉・信用を傷つけられた」(51.1%)が5割を超えて最も高く、「仲間はずれやいじめなどを受けた」(20.5%)、「差別待遇を受けた」(18.2%)、「プライバシーを侵害された」(18.2%)などが2割前後となっています。

その他では、「セクシャル・ハラスメントを受けた」(9.1%)、「公的機関や企業、団体などから不当な扱いを受けた」(8.0%)、「暴力・脅迫・強要を受けた」(4.5%)、「家庭で虐待を受けた」(3.4%)などとなっています。

27-3 過去5年間に受けた人権侵害への対応

問 27-3 問 27-1 で「1. ある」と回答された方にお聞きします
 人権侵害を受けた時、あなたはどのような対応をしましたか。
 あてはまる回答の数字すべてに○をつけてください。



問 27 - 1 で自分の人権が侵害されたと思ったことが「ある」と回答した 88 人を対象に、どのような対応をしたのか複数回答でたずねました。

「何もせず、がまんした」(40.9%) が最も高く、わずかの差で「家族や友人など身近な人に相談した」(39.8%) となっています。そのほかには「相手に抗議した」(22.7%)、「勤務先の上司や学校の先生などに相談した」(14.8%) などが主な対応内容となっています。

相談窓口や専門機関、有資格者等への相談については、「市の相談窓口
に相談した」(5.7%)、「県の機関の相談窓口
に相談した」(3.4%)、「NPOなどの民間の相談窓口
に相談した」(3.4%)「国の機関の相談窓口
に相談した」(1.1%)、「人権擁護委員
に相談した」(2.3%)、「警察
に相談した」(2.3%)、「弁護士
に相談した」(2.3%)、「法テラス
に相談した」(1.1%) などきわめて低い数値であり、人権に関する相談担当者の資質向上とともに、専門相談窓口の情報を積極的に発信する必要があります。

28～31 性別・年代・地域・職業（回答者属性）

略

32 自由記述

全有効回答 703 件のうち 25.5%にあたる 179 件に人権に関連した記述がありました。

自由記述の内容としては、「同和問題」に関するものが 36 件で最も多く、「人権尊重」に関すること 28 件、「人権侵害・差別」に関すること 24 件、「教育・啓発」に関すること 23 件、「今回の意識調査に関して」14 件、「障害者問題」に関すること 13 件、「行政への意見」8 件などとなっています。

一般的にこうした調査の自由記述欄に自らの意見を記載するという行為は、その課題について積極的な関心（肯定的、否定的を問わず）を持っていることの表れであると言えます。また、記載された意見は決して特異な少数意見ではなく、市民の意見を一定程度反映している側面もあると考えられます。

さらに、こうした調査においては、自由記述の内容としてマイノリティ問題やマイノリティ当事者に対する否定的な意見が多くなる傾向が見られます。

今回の意識調査でも同様の傾向が見られ、特に同和問題や同和地区及び同和地区出身者に対する否定的な意見が多く、中には明らかな差別的意見も見られました。

こうした意見をそのまま掲載することは差別の拡散につながりかねないため、掲載を見送り、報告書には「人権に関する多くの貴重な意見をいただきました。今後の市の取組の参考とさせていただきます。」と記載することも検討しました。

しかし、この報告書を手にとられたみなさんは同和問題をはじめとした人権問題に強い関心をお持ちで、そうした問題解決を願う方々であることを踏まえ、行政としてこうした差別的な意見があるという事実を率直に受け止めたうえで、みなさんにそのままお伝えすることが、そうした意見の背景にある課題と、その克服をめざす人権教育・啓発をはじめとする施策のあり方を共に考え、共有する第一歩になり、さらに共に取組を進めることで、さまざまな人権問題の解決につながると判断し、掲載することとしました。ご理解ください。

同和問題に関する記述内容を見てみると、根深く存在している部落差別の不当性を指摘し、部落差別の解消を願うものもわずかに含まれていますが、「同和問題について教育や啓発をするから部落差別がなくなる」「何もしなければそのうちなくなる」といった「寝た子を起こすな論」が最も多く、同和地区は行政から特別に優遇されていて「逆差別」だと指摘するものも少なくありませんでした。

ここでは「寝た子を起こすな論」と「逆差別論」について考えてみたいと思います。

「寝た子を起こすな論」については、問3で「そっとしておけば、部落差別はそのうち自然になくなっていく」に 37.8%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答したように、1965 年の同和対策審議会（同対審）答申において明確に否定されたにもかかわらず、半世紀以上経過した現在においても一定の「支持」を得ています。こうした傾向は今回の「人権についての名張市民意識調査」に限らず、過去数十年、全国各地の自治体で実施された同和問題に関する意識調査でも見られるものです。

「寝た子を起こすな論」は、現状として部落差別に起因する様々な問題点があるにもかかわらず、それらを直視しないことによって問題がないことにしてしまうという考え方ですが、何もしないのですから結果としてそのまま問題が放置されてしまうこととなります。

「問題がないことにしてしまう」とは、現に部落差別に苦しんでいる当事者にとっては、部落差別に抗議したり、差別撤廃の声をあげたりすることを否定されるのに等しく、さらに言えば当事者とし

での存在そのものが否定されることであり、全くの誤りです。

報告書で繰り返し触れたように 2016 年 12 月 16 日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」で、国は「部落差別が現存する」ことを明言し、その解消のための取組推進を国の責務としました。すなわち、国として改めて「寝た子を起こすな論」を明確に否定したのです。

同対審答申が明らかにしたように部落差別は取組めば解決できる社会問題です。これは言い換えるなら取組まなければ決して解決しないということです。

「寝た子を起こすな論」の克服は今後の大きな取組課題です。

同和地区は行政から特別に優遇されているといういわゆる「逆差別論」については、特別措置法時代（1969～2002 年）になぜ特別措置による同和对策事業が必要であるのかといった、必要性や目的、背景等について、同和問題の啓発と連携した十分な説明がなされないままに事業が進められたため、同和地区外の住民のなかに生じた「なぜ、同和地区だけが」「我々より優遇されているではないか」といった感情論で、以前から持っていた同和地区に対する偏見や差別意識と相まって同和問題解決を阻害する要因の一つとなってきました。

2002 年 3 月に最後の「特別措置法」が失効し、基本的には同和地区に対する特別の施策がなくなつてから 15 年が経過しているにもかかわらず、未だに特別な優遇施策があつて「逆差別」であるとの意見が出されているという背景には、行政による同和行政、同和教育、同和对策事業に関する啓発が不十分であったことに起因する同和問題や同和地区住民、同和对策事業に関する断片的で誤った情報が一定浸透してしまい払拭されていない現状や、同和地区外の住民のなかにある景気の閉塞感や格差社会に対する不安や不満の高まり、「自己責任・自助自立」の考え方などとされます。

「逆差別論」の克服に向けては、行政施策全般の透明性を確保し説明責任を果たすとともに、部落差別を解決するための「施策についての理解」と「部落差別そのものについての理解」を一体的に深めることが必要です。例えば、小中学生の教科書無償化は、高知県の被差別部落の母親たちが立ち上がり、政府を動かして実現したものですし、同和地区出身者に対する就職差別をなくす取組が、履歴書の様式や採用時面接のあり方を大きく変えました。また、同和对策事業によって整備された道路や橋梁を利用するのは同和地区の人々だけではありません。部落差別の歴史や現状とともに、部落差別をなくすためのさまざまな取組やその成果が同和地区の人々だけでなく、隣接地域の人々、さらには他の多くの市民にも役立ってきたこと、またそうした取組が、現在全国各地で取組まれている「人権のまちづくり」の原点になっていることなど、取組の積極面を教育・啓発を通して伝える必要があります。

また、「自分たちも苦しいが自助自立のため努力している、優遇なんかするべきでない」という意見については、自助自立の大切さは認めつつも、様々な事情でそれができない人々が存在すること等に理解を求めることが大切です。

かつて、同和地区に象徴的に現れていた生活課題が、現在は、ひとり親家庭、単身の高齢者・障害者世帯、外国人世帯などでも現れています。人権問題は多くの場合単独ではなく、複合的に絡み合っ

て表出します。こうした人たちの課題を解決するための取組が同和問題の解決にもつながります。

「寝た子を起こすな論」と「逆差別論」について考えてみましたが、いずれも同和問題の解決に向けて克服しなければならない大きな課題です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行を契機に「部落差別の現実から深く学ぶ」という原点に立ち返り、「部落差別についての正しい理解の促進」「部落差別をなくすための施策についての正しい理解の促進」を車の両輪として、さまざまな人権課題の解決も視野に入れて人権教育・啓発を進めていく必要があります。